

No. 10915

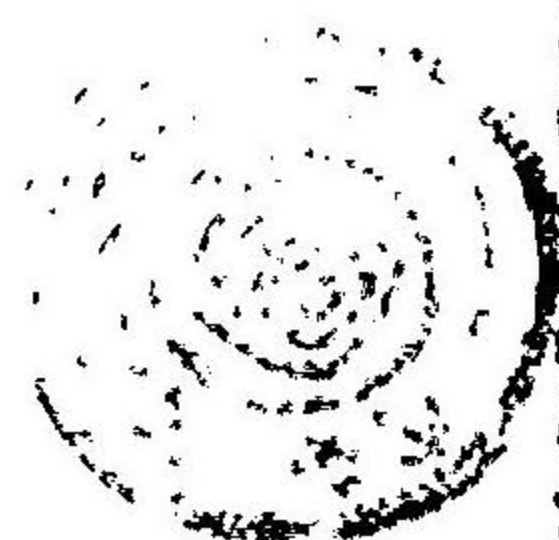
文學部高田早苗講述

租稅論

完

明治廿六年六月

横田書屋發行



緒言

この租税論は余が曾て政學講義會員の爲めに講義したるものなるが當時上梓したるもの既に残の無くなりたればとて會主横田氏これを集めて一冊と爲し再び出版することゝ爲せり抑も租税論は言ふまでも無く財政學中緊要の科目にして租税を

課する者租税を拂ふ者其原理を講究するの必要あれど簡便なる教科書参考書とも甚た少し然るが中に英書中にはマクロツクの租税論佛書中にはポリュウの租税論の如き標準とも稱すべき著述なるべきか余はこの講義を爲すに當り専らマクロツクの著述に憑り傍らボリュウの著述をも參

酌したれど目的とする所租税に關する理論の大要を知らしむるにあるを以て實例等を始つめ省畧したること亦尠からず讀者幸にこれを諒せよ余がこの講義を爲せるの趣意は初學者をして原理の一斑を知らしむるにあり若し摘要甚だ不當ならず多少の裨益を讀者に與ふると得ば幸甚

と謂ふべし

明治廿一年六月十八日

高田早苗識

租税論目録

總論上

第一章 租税の定義及原則を論ず……………一

租税の定義 租税定義の辨妄 輕税重税の利害 租税賦課の程度 亞

ダム須ミスの賦税四則 賦税四則の説明

總論下

第二章 比例税累進税の得失を論ず……………三一

關ルの忍苦平等説 保護を受くるの多少に依りて負擔を異なすべしと

云ふ説並辨妄 比例税累進税の區別 累進税説並批評 純粹ある比例

税の弊害 辨ダムの説

直接税論

第三章 直接税間接税の區別を論ず……………五四

課税の物件よりて租税を類別する法 負擔の影響よりて租税を區

別する法 直接税間接税の區別し難き所以 直接税間接税の區別は程
度上より爲すを得 直接税間接税の區別の施政上緊要ある所以 直接
税間接税の義解

第四章 地料税を論ず上

六五

地料の性質 地料二原素 地料二原素は判然區別すると難し 地料の
二原素判然區別し難きが故に地料税弊害多し地料税の弊害は土地の經
營を妨ぐるもあり若し地料の二原素を區別するを得ば之を課税するも
妨げなし 然れども政府も地料の全部を收入すべからず 普オクラット
黨の極端論を駁す

第五章 地料税を論ず下

八一

地料税は弊害あれども未開國に於ては之を課税するの必要あり 地料
税賦課の最良法如何 税率は止むを得ずんば變更すべきも課税の根據
は決して動すべからず 課税の根據は何に依て定むべき歟 家賃税賦

課の得失

第六章 利潤税を論ず

九二

平等利潤税は其負擔全く利潤に歸す 利潤税重苛ある時は資本減少す
平等利潤税は理論上最も公平あるも實地に行ふべからず 特別利潤
税の弊害 農業の利潤を賦課したる祖税の地料に及ぼす影響

第七章 貸銀税を論ず

一〇三

貸銀税は貸銀先づ之を負擔し然る後利潤に及ぼす 貸銀税の負擔は必
らずしも利潤に及ぼさず永く勞力者の負擔に歸す 貸銀税の弊害 貸
銀税の影響は常に同じからず 貸銀税の不可なる所以 貸銀税は間接
税に課すべし

第八章 財産税及所得税を論ず

一一七

財産税の實行し難き所以 特殊の財産に課税するの不公平ある所以
所得税の財産税に優る所以 所得税を課するに必要な事項 所得税

は理論上公平あるも實際上不平等ある所以

第九章 人頭税を論ず……………一三〇

人頭税の種類 等級人頭税の利害 人頭税は参政權の代價となすべし
間接税論

第十章 總論……………一四〇

間接税は物品税なり 物品税とは何ぞや 物品税の種類 物品税の影
響 平等稱價税の影響 物品税の爲に價銀騰貴の割合課税額に超ゆる
所以 物品製造の方法に依り或は課税し或は課税せざる時の影響 必
要品に課税するの弊害 物品税中最も適當なるものは奢侈品に課する
税なり 物品税を課するに當り注意すべき諸規則

第十一章 農産物税を論ず……………一五七

農産物税は其價銀を騰貴せしむ 農産物税は地料に影響を及すと云ふ
説 農産物税の地料に及ぼす實際の影響 農産物税の弊害 農産物の

輸入に課税するの害

第十二章 海關税を論ず……………一七七

海關税は物品の消費者之を負擔す 輸入税の影響 輸出税の影響 輸
出税を賦課すべき場合 販賣者輸入税負擔する場合 保護税の非なる
所以 米國海關税の結果 保護税を行ふ可き五箇の場合 經過税の得
失 海關税收入増減の五大原因

第十三章 國産税を論ず……………二二二

國産税の負擔は人民の所得に比例す 總ての物品に課税する大不便
合衆國の國産税 英國の國産税 一般の消費品二三を撰んで課税する
制度の利ある所以 内國生産品に課税する四個の方法及其便否 營業
者に課する特別税 車馬税 道路橋梁運河等の租税

第十四章 記録税印紙税及郵便税を論ず……………二二九

記録税印紙税の區別 記録税印紙税を課する理由 遺物税の利害 財

産賣買税の利害 印紙税の起原印紙税の種類 記録税印紙税の弊害
郵便事業を政府に専有せしむる理由 郵便の得失 毎年開明國郵便税
の收入を増加する五大原因 電信料の利害 運送税の得失

第十五章 直接税間接税の得失を論ず……………二七五

直接税の利害 間接税の得失 二者の優劣

第十六章 地方税を論ず……………二九二

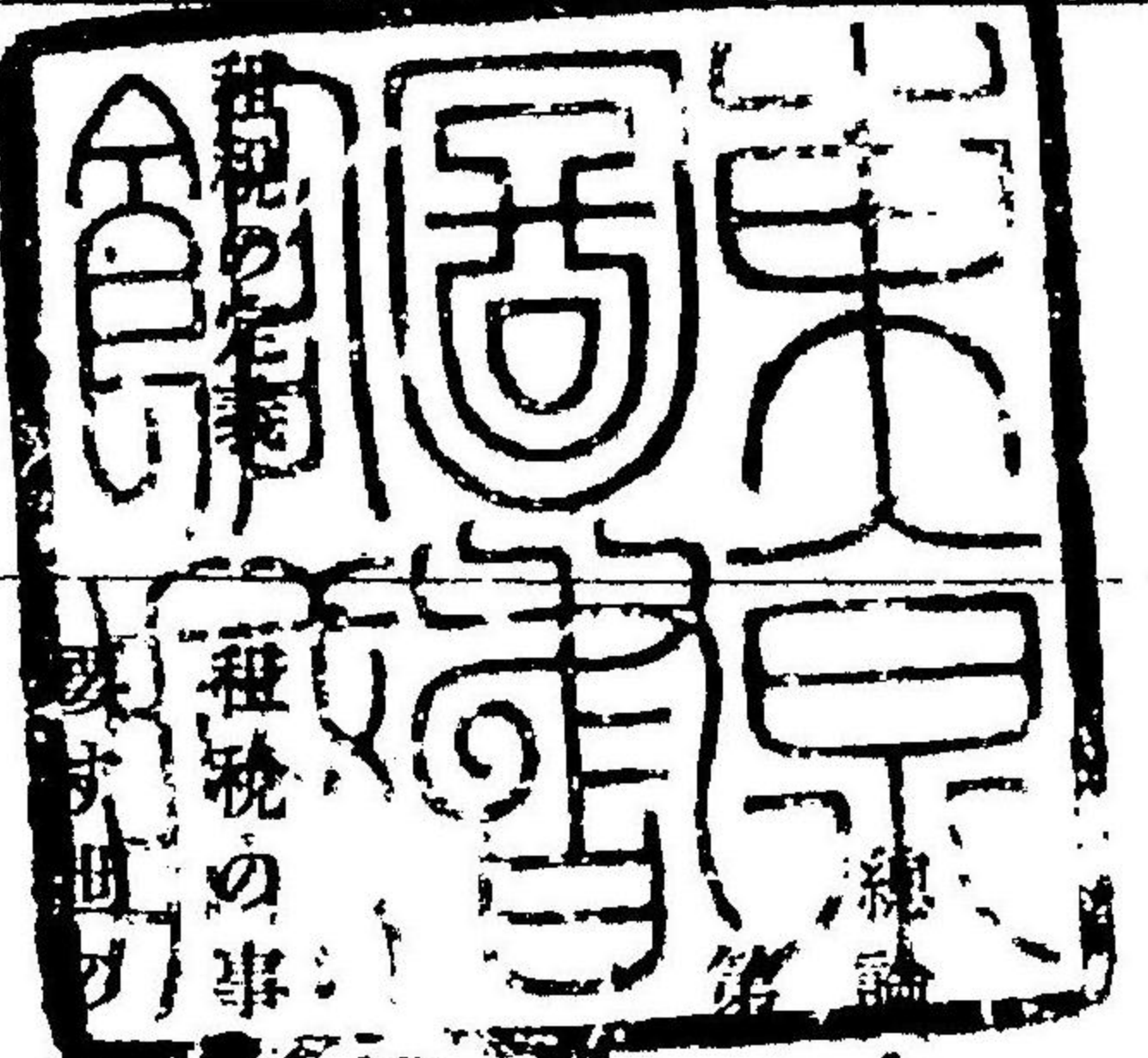
地方税の性質 地方税の影響 地方の課税権を制限するの必要 地方
税賦課の方法 特別地方税の利害 地方税の増加

第十七章 脱税の原因及び豫防策……………三〇二

密賣は收入を減少す 密賣の豫防法 密賣の豫防は減減税あり 報賞
法の效き所以 誓言法の無効ある所以 低價ある物品に重税を課す
可らず

租 税 論

文學士 高田 早苗 著



(按)幕リユは佛國の理財家最も財政學に長ず麻クロック貿易辭書租稅論等を著したる英國の經濟學者なり

第一章 租税の定義及原則を論ず

租税の定義 租税定義の辨妄 輕税重税の利害 租税賦課の程度 亞ダム須ミッスの賦税四則 賦税四則の説明

租税の事を講説せんと欲せば須らく先づ租税の何ものたるを説くを要す此の經濟學者理財學者が租税の定義に就て懐く所の意見古來未だ一定せずと雖も佛國の幕リユ英國の麻クロック等が定めたるもの最も非難揚きが如し幕リユ曰く租税は政府一切の費用に供するが爲め國民に賦課し徴收する所のものなりと麻クロック曰へらく租税は政府が人民より徴收し自ら之を使用すべき人民の財産若くは勞力の一部又は一部の價を云ふなりと此二定義に依りて之を觀れば麻ク

ツク及び幕リユは凡そ政府が人民より徴收して以て其用に供するものは總べて租税となすが如し夫れ租税には輕税あり重税あり良税あり不良税あり法律に合ふあり合はざるあれど其輕重の如何を問はず良と不良と合法と不合法とを論ぜず苟くも政府の賦課するものは日して租税と謂はざる可らず然るに世間行はるゝ所の定義或は此に反せるものあり隨て不便を施政の上に及ぼすと少なからずと爲す今世人の多く唱ふる所の租税の定義を觀るに概して左の三種の外に出でず

租税定義の辨妄

- 甲 租税は政府が爲したる職務の報酬として人民より政府に拂ふ所のものなり
- 乙 租税の公安保護の請負料あり
- 丙 租税の行政費用と國家の資本を増殖するが爲し使用する費用とを含むものなり

第一說辨妄

惟みるよ以上の三說の設合集めて一團となすも完全の定義となすよ足らず租税の政府の爲したる職務の報酬ありといふ說の如き先づ其當を欠くこと明らかならずや職務の二字漢語とし錯誤を生ずるの虞あるよあらずや抑も職務とい果して如何なるものを指す乎政府が人民の利益を謀るが爲し爲すべき悉皆の動作を指す乎今ま假し之を以て政府が人民の利益を謀るが爲し爲すべき悉皆の動作を指すとすも之が報酬をのみ稱して租税なりと云ふを得ず夫の租税なるもの政府が人民の利益を謀るが爲し爲せる動作の報酬として拂ふべきもののみならず政府會ま失墜を爲すあるも而も人民の租税を之に拂ひざるを得ず之を拂ひざらんと欲するも得可らざるなり試みよ彼の土耳其帝國の租税を見よ其大部の皇室の奢侈と國債の返済と及び諸官吏の私利との爲し消費し盡くし人民の之れが報酬を得ることなし然れども其租税たるに於て均しく一あり蓋し斯の如き不完全ある

定義の行われたるが爲す人民租税の賦課を拒み政治上の不便を實際に生せしめたると少からず米國南北戦争の時も當り合衆國政府の逆徒を鎮滅するが爲す百萬の金銀を消費せしを以て戦争其局を結ぶに及び政府は人民をして此出費を償はしめんと欲し租税を人民に賦課したるに人民中説を爲す者あり曰く租税は政府が人民に與へたる利益の報酬として出すべきものたり彼の南北戦争の如きは徒に國家を殘害し不利益を人民に與へしものたるに過ぎず何ぞ其國家を殘害し不利益を人民に與ふるに消費したるものを以て人民に負はしむるの理あらんやと以て大に當時の當局者を苦めたることあり斯の如き弊あるを以て視れば租税の義を解して政府が盡したる職務の報酬として人民より政府に拂ふ所のものなりと云ふは未だ其性質を盡せるものと云ふを得ざるあり

租税は公安保護の請負料なりと云ふ第二の説は之を第一説に比ぶる

第二説辨妄

に尙ほ一府不完全あるを覺ゆ今此説を唱道する者の胸中を推すに政府の職務を以て單に公安保護に止まると思惟するものゝ如しと雖も政府の職務は決して公安を保護するに止まらず且つ之を實際に徴するも政府が公安を保護する爲に消費する所のものは實に各國租税全額の一小部分たるに過ぎざるあり幕リユ管てこの説を排駁して曰く試みに佛國の租税額に徴して之を考ふるに其憲兵、監獄警察及び裁判所に關する經費は僅に租税全額の二十分の一にして之に海陸軍の經費を加ふるも尙ほ全額の三分の一に過ぎず而して彼の海陸軍あるものは専ら公安を保護するが爲に設けたるものにあらざ國威を擴張し國名を維持するの趣意亦た合んで其中に在り是に由て之を觀れば租税の定義を下して公安保護の請負料なりと云ふの説は其區域甚だ狹隘として租税の意を盡す足らず若し果して此定義を以て租税の眞意と云ふらば政府の有形上無形上一切國家の進歩社會の改良も費

す所のものを以て人民は賦課する能はず通信、教育等の事業を獎勵庇保するを得ざるべしと

茲は又租税を以て公安保護の請負料とせし政府を以て單に公安を保護するが爲め成立するものとせずの甚だ穩當ならざる所以の無理あり夫れ政府を以て専ら公安を保護するが爲め成立するものとせずの政府を以て保險會社と同一視するものと云ひざるを得ず然れども人民の性命財産を保險するものとして火災、水難、凶年、疾病等も依り人民其性命若くは財産を失ふが如き天災は遭ふも當て各人一個の爲も其損失を償ふものあり然るも政府の設令火災、水難、賊亂等の人民を害するところも被害者の爲も取て之を償ふべきか、偶之を爲すも其金額僅少にして只救助の爲もするも過ぎず政府にして果して保險會社と性質を同ふするものならしめば何ぞ人民其性命財産を失へる時

第三說辨妄

は當り相當の償金を拂ひざるや之を要するも政府が請負ふ所のもの人民の權利として各人をして他人の爲め害せられざらしむるも在り其天災に遭ふて財産を失ひ若くは他人の爲も害せらるゝとあるも政府の決して之を償ふものも非ず若夫れ警察の調整のすして盜賊横行し人民の財産を奪ふとあれは政府の之を探偵逮捕すべしと雖ども敢て被害者の損失を償ふものもあらざるなり是も由て之を觀れば政府の決して保險會社の職を爲すものに非ず租税の決して公安保護の請負料にあらざるなり惟ふに租税は公安保護の請負料なりと云ふは公安を保護するの勞に報ゆるものなりと云ふの意をらんか今假に一步を譲りて租税は公安を保護するの勞に酬ゆるものなりとせずも未だ以て完全なる定義と云ふを得ざるべし何となれば政府の職務は常に公安保護に止まらざればなり

租税は行政費用と國家の資本を増殖するが爲に使用する費用とを合

むものありと云ふの説は前の二説に比すれば遙に優るものゝ如しと雖どもこれ亦た以て完全なりとなすべからず蓋し行政費用とは漠然あり之を狭き意味に解釋せんか租税にして行政費用に含まれざるものあり之を廣き意味に解釋せんか租税の性質を悉せりと雖ども其上に國家の資本を増殖する爲に使用する費用を含むと特書するに及ばす何となれば行政費用を廣き意味に解釋するときは此種の費用をも其中に含むべければなり若し之を含まずとせば尙更不完全なり蓋し租税として賦課するものゝ中には資本を増殖す可きものゝみならず資本を増殖せざる費用も尠少なざるべきを以てあり因是觀之租税の定義の穩當あるものは彼の *リユウク* の定義の如く政府が今日若くは往年に盡したる職務の報酬と及使用する當否を問はず國民相維持するの主義に依り其負擔に歸す可きものを含蓄せざる可らず言を換へて之を謂はば政府が人民より徴收する所のものは一切其中

輕税重税の利害

に含まざる可らざるや明らかかり
租税の定義や以上述ぶる所の如し今や一步を進めて租税は常に善良なるものか將た又善良からざるものかを講究するを要す凡そ租税を以て善ありと云ひ或は不善ありと云ふは唯に理論を以て決し得べき事柄にあらず其事實如何に據て定めざるべからず惟みるに租税あるものは如何に輕少なるも必ず影響を各人の所得に及ぼし爲に其快樂を殺き資本の増加を抑制するものにして各人の所得又ハ資本を享有すべき權利を減殺するものなり今ま此點よりして之を見れば租税の恒不善なりと云ふを得べきが如しと雖も之に反して租税を以て道路海港等を築くあれば一般人民の爲めハ營業の便を開き大に國家の利益を増進するや明らかなるが故に租税の恒に善ありと云ふも不當あらざるが如くなり之を要するハ吾人の理論を以て租税の善あり或ハ不善ありと定むる能はず只其場合ハ據て租税の結果を査察し而し

輕税常に善なりといふ説

て後之が善不善を決すべきのみ

然れども世の經濟學者或は説を爲す者あり曰く租税の常は善なるものなり設令常は善ならざるも決して不善なることなし如何なる酷税苛税と雖ども人民は善良なる影響を及ぼすものにして毫も之は損害を蒙むらしむることおらずと今此説を爲す者の論據とする所を考ふるに左の二點に出でざるが如し

第一租税の人民の囊中より出づると雖ども再び納税者に返り遂は之は幸福を興ふ可し

第二租税の人民の勉強力を誘起するものにして如何ある酷租苛税と雖ども人民をして勤儉ならしめ其財産を増殖するの好結果を生ず可し

辨駁第一

第一説の是は似て而かも非あるといふ多言を俟たず此説を唱ふる者の言は曰く政府の費用は悉く俸給若くは賃銀に供するものなり凡そ人

(按 照レキサンドルバミルトン米國憲法制定の時與つて力あり有名なる「フレテラリスト」新聞を著し、憲法を辨論す所は六卷

民か政府は納むる所の貨幣の之を官吏の俸給に充て若くは直接は賃銀とし間接は商賈製造家の物品を購ひ以て勞力者の仕拂に供するものなり故に租税は一人に取るも之に均しき額を以て他の一人に拂ひ戻すを得べきものにして即ち納税者の納むる所のものは終に再び納税者に歸するものなれば大體に於て固より損得あると無しと惟ふに政府の費用は悉く俸給若くは賃銀に供せらるゝものにあらず假に之を以て悉く俸給若くは賃銀に供せらるゝものど亦すも之に據て以て租税は決して不善なるものに非ずと云ふを得ず蓋し納税者は政府の官吏被雇者物品を之に賣る所の商賈製造家若くは資本家を利せんが爲に損害を被むるべければ亦り米國創業の理財家亞レキサンドルバミルトンは嘗て此説を駁して曰く租税を課して得る處の金幣は再び納税者に歸するを以て納税者は之れが爲に損失する所ありと云ふが如きは宛も一賊を捕て之を糺彈したるに某商店の貨物若干を竊

類となり租税東を
助く

辨駁第二
（按）亞ダム須ミッ
ス英國經濟學の鼻
祖有名なる富國論
の著者なり

めりど雖も後ち其金圓を携へ其商店に就て物品を購へるを以て所爲
の罪すべきもの無しと云ふに異ならずと此言以て第一説の非あるを
説破するに足る蓋し納税者が租税を納めて得る所の報酬は政府が租
税を以て起せる有益の事業に過ぎず若夫れ徒に官吏の數若くは其俸
給を増し或は外觀を修飾するが爲に無益の土木を起し租税を増加す
るが如きあれば納税者は其拂ふ處に對して充分の報酬を得ざる可し
麻クロック曰く政府の經費を節して租税を減するは納税者にありて
猶ほ必要品の價銀下落し利益を公衆に與ふるが如きの利あるなりと
然れども此利たるや費用節減の爲めに政府の職務を儉かす若くは之
か爲に有益の事業を妨げざるの時に於てのみ存するものと知るへし
第二の説の麻クロックの嘗て唱道せし所に係る亞ダム須ミッス一千
七百八十八年の争亂に由りて巨額の軍費を要し爲に英國の租税負擔
を増加したるを論じて曰く若し英國の資本を以て軍費の一方に投ず

るの不幸なく人民の掌中に存するを得せしめば蓋し其一大部は有益
の産業に使用せられ荒蕪の土地化して良田とあるべく未鑿の鑛山金
銀を輸出するに至るべく農工百般の生産年に進み英國の富爲めに大
く増殖し大利を後世に遺せしあるべしと麻クロックの之を駁して曰
く亞ダム須ミッスの言たる實際に適切ならず當時軍費に供せし英國
の資本をして人民の手に存せしむるも未だ必ずしも其全額の有益な
る産業に使用せられ英國の富を増殖せしを保す可らず氏ハ租税増課
の國民に於るハ猶ほ各人一個の家族増加し必要費額増加せるに均き
勢力あるを遺忘せりと云ふべし觀よ一家の主人の家族十口を養へる
者其數漸く増して十二人乃至十五人に至るも其負擔重きが爲る獎勵
せられ益々努力して能く一家を維持するにあらすや夫の千七百九十
三年の戦争に當りてや租税大く増加し上下共に其重款を感ぜしと雖
も而かも却て國民の勉強心を鼓舞し進取の氣象を獎勵し新機軸を發

明するの志望を振起せり中略若し當時英國米と佛とに事なくんハ英國人民の勤儉決して斯の如く盛なる能はず之を要するに公平無私の心を以て當時の状況を觀察すれば租税の増加ハ人民の勉強心を振起し是に依て得る所其失ハ所に優りたるや知るべし假令當時米佛の戰爭なきも英國資本の増加ハ蓋し今日に過ぐることを能はざるべきありと然るに麻クロックハ他の章に於て之を論ずること斯の如く嚴急ならず曰く余輩は須らく意を該説の過大なるに注ぎ或る場合と形情とに於て此事あるを以て概して常に此事ありと思惟す可らず凡そ人民の負擔を増し勤勞節儉進取の氣象を發達するは徐々に之を施し漸々に之を行ふにあり決して急舉暴行人民をして其重歛に堪えず産を傾け家を破るの甚だしきに至らしむべからず夫れ人堪え得可きの艱難に遭遇するあるも敢て之が爲に屈するとなん益精神を勵まし百方之に勝たんと力むべしと雖も到底忍ぶべきの望なき艱難に遭遇する

や當初よりして氣力を失ひ敢て之に當るを欲せざるは人生の常情あり是故に租税の負擔非常に重苛なる時は以て人民の勤勞を獎勵するに足らず人民は當初よりして之を避けんとを力むべし凡そ孰れの國孰れの地方を問はず租税の負擔非常に重く勤勞節儉を盡くすも尙ほ及ばざるに至れば人民は却て勤勞節儉を力めず産業衰へ國勢振はざるに至る古人云はずや壓制は能く人をして英雄たらしめ又能く奴隸たらしむと租税に於けるも亦然り賦歛の厚薄に従ふて或は人民の勤勞を勵まし進取の氣象を盛にし以て財産を増殖せしむべく或は懶惰無氣力貧困に陥らしむべきなりと

麻クロックハ租税の要義を論ずること頗る巧にして多少の眞理を開發せざるにあらざるも其言ふ所概して激に過ると云はざるを得ず抑も十八世紀の戦亂をして假に之れなからしむるも軍費として徴收せしどころの租税未だ必ずしも儲蓄して國家資本の増加を助けざるや

素より論なし然りと雖ども庶クロックの言の如く若し英國米と佛とに事無くんば英國人民の勤儉決して斯の如く盛なる能はずと云ふに當れりといふ難し蓋し戦亂租税の効に能く勤勞節儉を鼓舞するも資本の發達を妨ぐることも少くならざればあり按ずるに英國の繁榮は米佛戦争の退歩を爲せり夫れ租税の増加甚だしきに至らざれば人民の精力と腦力とを鼓舞するの効あるに庶クロックの言の如しと雖ども其租税にして一國の爲めに消費せられざる時之を以て無害の者といはずべからず且つや苦を避け樂に就く人の天性亦れば止むを得ざるに非ずして人民の精力と精神とを疲勞せしめんとするに固より可からず當時英國人民の中にありて拮据難免能く其負擔に堪え却つて富を増せる者之れ無にあらざるべきも其此に至りしに自ら好みて求めたるにあらざりしを得ずして其享有すべき快樂の幾分を忍びたるに況んや其の負擔に堪えずして挫折したるもの亦た幾許なるを知

輕税必しも良
税からず

るべからざるに於てをや重税の害の當に此に止まらず凡そ租税重ければ勢ひ不正の事起らざるを得ず且つ其の國の地位をして他の勉勵ある國に及ばざらしめ加之一國の資本を外國に遷し人民を四方に離散するの弊あり夫の十七世紀の末に當りて和蘭國の衰頽したるに租税の重苛なりしに因るその國民資本を外國に遷すの風を生ぜしに内地の租税重く爲めに利潤の割合を減せしに因る南北戦争の後ち合衆國政府が苛税を人民に賦課し及び千八百七十一年以後佛國政府が苛酷の租税を賦課して資本と人民とを外國に遷したるが如きも亦た以て適例となすに足るべし

以上開陳せし所に依て之を觀れり重税の制の理論上に於ても又實際上に於ても決して可ありとする能はず然らば則ち最輕税の必ずしも最良税ある乎曰く然らず國家未だ開けず工業未だ起らざるの時に當りては政府の其租税を以て大に事業を興企し人民を開明に導くの必

要あり蓋し政府にして租税を濫用することなくんば租税の則ち強
 迫儲蓄の一良法にして大に人民を利すると無きにあらざると云ふ可し
 今夫れ一國の租税甚だ重からず徴收の法其宜しきを得て納税者を煩
 勞せしめず保護税を以て内國の産業を妨げず賦課公平なるの時にあ
 りて多少の減税を行ふあるも敢て國家の利にあらざ斯の如き場合に
 ありての寧ろ少しくこれを増加し以て有益なる事業を起す可し以て
 教育を盛にすべし人或は曰く設令租税輕ふして餘裕を民に與ふるあ
 るも尙ほ國民の負擔の勉めて輕きを要す政府の濫りに事業教育に干
 渉して人民の負擔を増す可らざと惟ふに人民自ら之を爲して其成績
 能く政府の爲す所に譲らざれば何ぞ必ずしも求めて其負擔を重ふす
 るを要せんや然りと雖ども凡そ智力劣等の人民の常に直接にして而
 も眼前の利益を得るに汲々とし間接にして且つ遠大なる利益を得ん
 ことを勉めざるなり彼の鐵道のごとき掘削の如き堤防の如き築港の

課税の程度

如き學校の如き其一般の公益を致し其利の及ぶ所廣且つ大ありと
 雖も其得る所の遠且つ間接にして其利を一時に見る能はず且つ其費
 用の巨大なる支出の利子を償ふに足らざるが故に未開の人民をして
 其資本を出さしむると能はず故に鐵道掘削海港堤防學校の如き事業
 に至ては政府之に干渉するも不可あらざ因是觀之重税の固より非に
 して輕税亦必しも良税あらざ然らば則ち其程度の何に依りて定む可
 きかこれ則ち實際の問題にして一定の原理あらざ余は今ま慕リユの
 説を抄譯して以て之をして代言せしめん

歐洲諸國實際の狀況よりして之を推考するに凡そ人民の負擔する
 所の租税は國稅地方稅及び協議費を合せて其所得額の五分を以て
 至當の程度となすが如し若夫れ國家の負債大ならず且つ内憂外患
 の虞なく治平無事の日にありては租税の賦課宜しく之に過ぐ可ら
 ず租税の徴收にして國民所得額の一分乃至一分二分を超えざると

きの未だ甚だしき弊害を生ずるに至らずと雖ども若しこれを起ゆるわらば則ち租税の負擔重きに過ぎ資本を外國に驅逐し國家の富を減却するとおしと云ふ可らざるあり歐洲諸國の中に就て白耳義の租税の最も輕きものにして國稅地方稅及び協議費を合せて國民所得の五分を過ぐると多からざるが如し千八百七十四年の豫算額を見るに白耳義國民の所得凡そ四十億フランクにして政府が租税として徵收せし所の額凡そ二億三千八百萬フランクなり由是觀之ば白耳義の租税の國民所得額の六分に當るが如し

次に英國の租税の程度に就て觀察を下さん千八百七十一年に於て英國政府の徵收せし所の租税の國稅地方稅及び協議費を合せて凡そ二十四億四百萬フランクにして英國人民の所得總額凡そ三百億フランクなり由是觀之ば英國の租税の國民所得額の凡そ八分に相當するが如し

次に佛國の狀況を觀察するに租税の徵課殆んど其極點は達したる者と云ふべし千八百七十七年に當て佛國人民の負擔せしところのものに國稅凡そ二十四億二千四百萬フランクと及び地方稅凡そ七億フランクとを合して三十一億二千百萬フランクあり而て彼の佛國人民の所得額に至て之を知るに殆んど難し蓋し佛國の租税の人民の所得に課税するの制にあらざれば也今試に佛國の形狀を以て英國に比較し人口の多少幅員の廣狹工業の盛衰都鄙の貧富等を斟酌し英國人民の所得三百億フランクを以て之が比例を立つれば佛國人民の所得凡そ大凡二百五十億フランクなりと云ふも恐くは太過かるべし然り而して二百五十億フランクの歲入に賦課するに三十一億二千百萬フランクの租税を以てせば佛國の租税の國民所得額の一割二分五厘に相當するものと云ふべし

租税徵課の程度の以上述べたる所に據て之を了解するを得べしこゝ

に於てか更に歩を進めて租税の如何なる方法に據て徴課せらるべきものあるやを講究せずんばならず亞ダム須ミツスハ嘗て租税徴課の方法を研究し四箇條の原則を制定して以て後世に傳へたり

第一則各國の人民の各自の財力に應じて政府の費用を供へざるべからず言を換へて之を云へり各自政府の保護を受け以て享有すべき収入に比例して政府の費用を供へざるべからず
〔中略〕租税の平等及び不平等の此原則を注意するに否とに由るべし

第二則各人の負擔する租税の極めて正確なるを要し不定あるを忌むものあり納税の時節納税の方法及び税額等の納税者の勿論一般の人民と雖ども之を明知するを要す若夫れ然らずんば租税の負擔を被むる所の人民は租税徴收者の爲めに壟斷を私せられ租税者徴收は己れの意に従はざる納税者に課するべし

るに酷租苛税を以てし或は之を強迫して賄賂を食ふときを保たず假令徴收者をして貪婪驕傲せらざらしむるも遂に人民の疑ふ所とあるを免れず且つ徴收者如何に善良ありと雖ども往々私慾を逞ふせんとするの惡念を發するに至るべし各人の負擔の明瞭なるは實に缺くべからざるに於て設令課税に幾分の不平均あるも其額の極めて明瞭あるを宜しとすは各國の經驗に徴して明かありと信ず

第三則各種の租税は納税者に便宜ある時節及び方法に依りて徴收せられざるべからず例へば借地料税家屋料税の如きは地料家賃等を收入すべき期節に於て徴收するを宜しとす彼の奢侈品に賦課する所の租税は消費者遂に之を負擔するものにして消費者に便宜なる方法に依りて之を拂ふを得るものあり蓋し消費者は物品を購求する時に當て之を拂ふものにして

て物品を購求すると否らざるとは消費者の隨意たるが故に
若し課税の爲めに不便を感じるとあらば則ち消費者の自ら
招ける禍と云はざるべからず

第四則各種の租税を徴収するに當ては勉めて人民の出す所と國庫
に入る所とをして大差あからしむるを要す

第一則の評

麻クロックは嘗て須ミッスの第一則を評して曰く各國の人民は其財
力に應じて租税を負担せざるべからざるは素より論を俟たずと雖ど
も而れども當に之を以て租税徴収の原要を得たるものとは爲しがた
し抑も事に立法に従ふ者は宜しく深く各種租税の實際の影響に注目
し最少の不便を以て徴收せらるべき方法を選ばざる可ざるなり若し
夫れ租税にして公益を害すると最も少なく且つ各人の財力に應じて
平等を得たるものならしめば固より間然すべからざるの良法ありと
雖ども租税を賦課する者は須らく先づ公益を害すると最も少なく隨

第二則の説明

て納税者をして不便を感じしむると最も少き點に注意せざる可
らず苟も此目的にして達するとを得ば設令其負担に幾分の平等なら
ざるあるも敢て憂と爲すに足らず彼の須ミッスの原則にして財産税
若くは所得税の如き直接税のみに限りたるものならしめば余敢て之
に異議を挿まず實に負擔の平等は斯の如き租税に關して最も緊要な
るものとす直接税の負擔にして或は平等あらざるあらんか其租税は
必ず不正のものたるや明かあり然りと雖ども負擔平等の原則を以て
各種の租税を通じて適用するに至りては未だ以て當を得たるものと
云ふを得ず夫れ最良税あるものは必ずしも負擔の平等なるを要せず
其之を徴收すると最も便にして且つ公益進歩を害すると最も少々な
れば則ち足れりと蓋し信なる可し

東洋諸國に於て賦課する所の租税は多くは須ミッスの第二則に背戾
するものなり土耳其其他東方專制國の租税は變更殆んど常あく毫も

一定不變の性質を帯びず租税の額及び之を徴收するの時期方法等專制君主若くは其大臣の意に隨て變更すると數々なり夫れ專制國に在ては政府の官吏は各自其職掌の内に於て任意に專制の處置を爲を得るを以て設令君主の賦課する所の租税は正確にして曾て變更あるとなしとするも其部下の官吏は私慾を逞ふし壟斷を私して人民を苦しましむると多し是の故に租税を君主に納むべき人民は別に其額に三倍し四倍するの租税を拂はざるべからざるの場合あり斯の如くにして財産の安全鞏固なる性質は全く消滅し去り人民をして産業に従事するの精神を滅却し財産を貯蓄し増殖するの念慮を消耗せしめたる

第三則の説明

近時の發見に係る倉庫法ウエヤールハウスイングシステムと稱するものは政府の徴收する租税の一部分をして須ミッスの第三則に適ふを得せしめたり蓋し倉庫法とは沿海開港の地方に倉庫を設立し貨物を

輸入する商人をして相當の借料を出し之を茲に貯藏するを得せしめ而して商人の其貨物を倉庫より出し之を販賣せんとするに當りて之に輸入税を課するの法なり英國に於て慈オルチ三世の朝に至るまでは貨物を輸入するに當りて直に之に課税し若くは他日を期して之を拂ふべき約束をなさしめ商人をして證書及び抵當物を出さしめたり當時輸入商賈の困難と不便とは實に甚だしく夫の抵當の如きは容易に之を備ふると能はざるを以て止むを得ず其輸入品を低價に賣却し以て之れが輸入税を拂ひたるとあり且夫れ輸入税を即時に拂ふに當ては必ずや莫大の資本を要す故に物價隨て騰貴し競争亦大に減じて獨り大資本を有する者に限り輸入の事に従ふに至れり斯の如き數種の不便は倉庫法の制定ありてより以來全く消滅し隨て納税者に便利を與へたと蓋し少々ならず

第四則の説明

凡そ租税の人民の出す所と政府に入る所と大差なきを要すといふ須ミ

ツスの第四則にして其然らざるべからざるの理由昭々として火を規
 るが如し夫れ租税を徴收するに當りては必ずや若干の官吏と幾許の
 費用とを要す而して政府の正に收入すべき税額に租税の全額より徴
 收の費用を除き去りたる餘利なり是を以て租税にして多額の徴收費
 用を要するとあらば人民の負擔に重大あるも政府の利益する所の甚
 少あらざるを得ず彼の有名なる佛國の宰相佐ルリ公其日記の中に
 書して曰く一千五百九十八年又當り佛國政府の收入する所の税額に
 三千万リールにして之を徴收するに一億二千萬リールの費用を
 要せりと言を換へて之を云へば則ち人民の出す所の一億五千萬リ
 ールの巨額あるも其國庫に入る所の僅に三千万リールに過ぎざり
 しなり後世熱ツカル政を執るに當て五億五千七百萬リールの租税
 を徴收するに五千八百萬リールの費用を要せりと云ふ蓋し收入額
 の一割三分の二を要せるなり

第四則に關する彌ルの解

彌ルハ此第四則を目して政府の利益する所と人民の損失する所と大
 差なきを要すと云へるの意とさせるが如し故に此大差を生ずるの場
 合を四種に分ちて以て後學の便に供せり曰く

第一租税徴收の爲めは數多の官吏を要し之れが給料として税額の
 大部を消費する時

第二社會の勞力及び資本の一部分を生産職業より不生産職業に移
 す時

第三人民苛税に堪へずして百方脱税の方策を運ぐらし隨て刑辟に
 觸れ又は財産を沒收せらるゝ時

第四租税徴收人狼りに人家に入り財産等を調査し爲めに人民の業
 務を妨げ之をして徒に怨望の心を生ぜしむる時

是なり而して彼の租税を徴收するが爲めに商賣上に制限を設けて大
 に商業の便利を妨ぐるが如き時は亦た政府の益する所は甚だ大なら

ざるも人民の損する所は極めて大なる場合と云はざる可らず

第一則に関する
彌ルの説明

〔按〕悉オン須テ
アルト知ル英國有
名の哲學者程濟學
者なり著す所程濟
原論論理書學文集
巴ミルトン哲學評
論等世に行はる

總論下

第二章 比例税累進税の得失を論ず

彌ルの忍苦平等説 保護を受くるの多少に依りて負擔を異
にすべしと云ふ説并辨妄 比例税累進税の區別 累進税説
并批評 純粹なる比例税の弊害 辨タムの説

余は前章に於て亞ダム須ミッスの賦税四則を掲げ且つ之れが説明を
も爲したり然り而して英國の碩學悉オン須テアルト彌ルは嘗て其
第一則たる負擔平等の説を解して曰く抑も人民に租税を賦課するに
當り其負擔をして平等からしめざるべからざるは何が故あるか他亦
し政治上の事は其何たるを問はず凡べて平等の主義に基かざるべか
らざるが故に課税の事も亦平等からざるべからずと云ふに外ならず
今若し甲の負擔にして乙の負擔よりも輕きとあらんか甲の負擔の輕
き所以乙の負擔の重き所以にして甲の負擔をして輕からしめたる

所以の乙の負擔をして重からしめたる所以あり而して負擔の輕きが爲す甲の享くる所の快樂の負擔の重きが爲す乙の感ずる所の苦痛に及ばざるや遠し即ち負擔の重き乙の忍苦の負擔の輕き甲の忍苦も超ゆると大なり是も因て之を考ふるに負擔の平等あらざるべからざる所以の忍苦の平等ならざるべからざる所以にして甲の政府の費用に供する税額は必ずしも乙の之に供する所と同額あるを要せざるも之を供するが爲す被むる所の忍苦も至て必ずや平等あらざるべからず是れ亞ダム須ミツスが負擔平等を唱へたる所以にして租税を賦課する者の最も注意すべき所ありと

夫れ租税負擔の平等あらざるべからざる所以の須ミツスの説の如く忍苦の平等あらざるべからざる所以の彌ルの解く所の如し然るも世間尙は負擔平等説を以て満足せざる者あり説を爲して曰く租税の各人が政府より受くる所の利益の報酬なれば各人の須らく其財産の多

租税は保護の
多少に憑りて
負擔を異にす
べしといふ説

寡も應じて之を納むべきあり蓋し一萬圓の財産を所有する者の政府より受くる所の保護の五千圓の財産を所有する者の受くる所に比すれば正も二倍なるべし故も又二倍の租税を納めざるべからずと抑もこの論者の如何なる道理も基ひて斯る説を唱ふるやを考ふるに他なし政府の職務を以て唯も財産の保護も止まるとなすも因るのみされば此説の不完全にして非難すべき所あるや明かあるを以て或の之を修飾して曰へらく政府の職務の人身の保護と財産の保護との二者も出でず故に租税の負擔をして平等ならしめんには先づ人頭税を課して然る後財産の多寡に應じて課税すべきなりと此説稍是なるに似たりれども然らず何とされば政府は其職務とする所唯に財産の保護に止まらず財産と人身との保護のみに限らずして其他數種の有形無形の職務を行ふものなればなり假に一步を譲りて政府の職務の重もに財産の保護を爲すに在りとするも余の尙ほ此説の誤まれるを知る蓋し

辨駁

政府が人民の財産を保護するに當りてや必ずしも財産の多寡に應じて之を保護するの費用を異にするものにあらず一萬圓の財産を保護するに要する所の費用は一千圓の財産を保護するに必要ある費用の十倍ならざるべし一萬圓の財産を保護するにも一千圓の財産を保護するにも同一の裁判官同一の兵士同一の警察官を以て之を保護せば足れり何ぞ必ずしも十倍の警察官十倍の兵士十倍の裁判官を要せんや且つや政府一朝其保護を廢するありて惡漢出沒盜賊横行騙欺盛行はれ弱の強に壓せられ智の無智を虐するの場合に當りて巨萬の財産を積み富豪に誇るの輩の設令多少の掠奪を被むるあるも尙ほ自ら養ふに足るべしと雖も彼の無告の小民に至ては然らず今や無告の小民の溝壑に顛轉せざらんと欲するも得べからざるありされば保護の多少に依りて負擔の輕重を分つべしと云ふの說は無告の小民をして最も重き租税を納めしめんと云ふの議論にして富者に多額の租税を

累進税及比例
税の解

負擔せしめんとするの議論にあらずと謂はざるべからず之を要するに租税賦課の方法の忍苦平等の主義に則りて之を定めざるべからざるや明かにして忍苦の平等を以て課税法の善惡を判断するの標準となさざるべからざるや亦た明かなり扱て忍苦平等の大主義に基いて租税を賦課せんに貧富税率を同ふすべき賦將た其税率を異にするべき歟是蓋し比例税累進税の議論の因て起る所あり

今や余の論説の歩を進めて比例税論者の唱道する所と累進税論者の主張する所とを觀察し以て孰れか能く忍苦平等の大主義に協ふやを究めんと欲す然れども之を爲すに先ちて如何なる税法か之を比例税と云ひ如何なる税法か之を累進税と稱するかの疑問を解釋せざるべからず何をか比例税と云ふ曰く常に國民の所得額に應じ平等均一に賦課するものにして所得の大小多寡に従て税率を異にせざるものこれなり例へば税率を以て一割となさば一千圓の所得ある者の拂ふべ

き税率も一割にして其税額ハ一百圓あり一萬圓の所得ある者の税率も一割にして其納むべき税額ハ一千圓あるが如し何をか累進税と云ふ曰く所得の大小多寡に従て税率を異にし所得の大且多ある者は税率隨て重く税率ハ所得の増加と共に重加するものを云ふ例ハ一千圓の所得にハ一割の税を課し一萬圓の所得にハ一割五分を課するが如し比例税の定義累進税の義解右に述ぶる所の如し請ふ進んで其利害得失を講究せん

累進税の論旨

累進税を可とする論者の説を聞くに曰く凡そ世間の信用ハ多く消費の多寡に従て差異あるものなれば今若し貧富税率を同ふして課税することあらば通常一般の所得を有する者ハ爲に大に其信用を減損するを免れず何とされば未だ租税を賦課せられざるの時にありてハ世間普通の消費を爲し以て通常の信用を博するを得たるも今や租税を課せられたるが爲に其所得を減じ其面目を社會に保つ能はざれば

りと又曰く凡そ現今の社會に於て最も憂ふべきものは財産の不平均あり故に今若し富者に課するに重税を以てし貧者に課するに輕税を以てせば遂に財産の不平均を匡正するを得て社會の幸福を増進すること蓋し鮮少ならざるべしと又曰く凡そ天下の所謂素封者流あるものは父祖の財産を遺傳して富豪に誇る者なり今若し貧富税率を異にし斯のとき素封の輩をして勤勞の念を生せしめ勉強の慮を起さしむるとあらば其社會を益すると固より大あらざるべからずと累進税論者の唱道する所の議論概ね斯の如し要するに累進税論者は貧富税率を同ふするに當て貧者の負擔は遙に富者の負擔に超ゆるの理に基き貧富税率を異にして以て國民負擔の難易を平等にし傍ら財産の平均を謀り以て社會をして公平ならしめんと欲するものなり思ふに論者の志望や實に嘉すべきものかれど其唱道する所の議論は毫も據る所あらずと云はざるべからず夫れ貧富税率を同ふして租税を賦課す

累進税論の評

る時は貧者の忍苦は遂に富者の忍苦に優るべきや固より疑を容れざるも貧富全く税率を異にして忍苦始めて平等あるを得べしと云ふは大に非なり余今逐次其非なる所以を辨明せん

累進税論者の唱道する所なる世間の信用は消費の多寡に從て異なりと云ふの議論は或は一理なきにあらざるが如きも之を以て貧富税率を異にすべしと云ふは大に其當を得ず元來消費の多寡を以て信用を消暢せしめ消費の少なき者をして面目を社會に保つ能はざらむるが如きは社會の惡習慣にして之を撲滅し之を匡正するは政府の義務なり此の如き有害無益の習慣を維持せんが爲に貧富税率を異にすべしと云ふの必竟媚を社會に呈せんと欲する者の説にして特立獨行の論者の言ふを潔しとせざる所なり次に累進の税法は依りて財産の平均を謀らんと云ふの説も亦た大に非なり若し論者の説をして社會に實行せしむるあらば財産の平均或の之を希圖するを得べきも夫の

勤勞と節儉といふ爲に全く地を掃ふに至らん蓋し星を戴ひて出で月を踏んで歸り拮据黽勉職業よこれ從ひ漸く財産を貯蓄するに及んで重苛なる租税を課せらるゝあらば人々何を樂んでか其業を勤め其費用を儉にするを爲さんや此の如き税法は社會の生産者流を壓抑して尸位素餐の徒を獎勵するものと云はざるべからず次は累進の税法は依りて財産を遺傳する者を抑壓して以て財産の平均を謀らんと云ふの説も亦た前説と均しく人民の勉強力を減殺し節儉の念を絶滅するものたるに外ならず蓋し遺産にして苛税を課せらるゝに至らば社會の財産を有する者之を子孫に傳ふるの念を絶ち隨て奢侈の風を生ずべし之を要するに財産の平均を謀り財産遺傳の弊害を匡正せんと欲せば長子相傳の法を廢し一人の子孫をして巨額の財産を遺傳するを得ざらしむれば足れり財産の平均は租税賦課の法に依りて之を謀るも到底得べからざるなり以上批評し來りたる所に依りて見れば累進税

説の一も取るに足るものなきを知るべし今比例税論者中録々たる諸家の書に就き累進税法論駁の要點を蒐集し且つ之に余の鄙見を附し左に掲げて讀者の参考に供し併せて累進税法の遂に行ふに足らざる所以を示さんと欲す

一 累進税駁論第

第一累進の税法ハ人民の貯蓄心を減殺し浪費を奨励す

夫れ苦を避け樂を追ふハ人の常情にして何人とも雖も樂を去り苦に就くを希ふ者ハあらじ唯だ永遠の大快樂を謀るの明あくして目前の小愉快に満足する者と目前の小不愉快を忍びて永遠の大快樂を謀る者との差異あるのみ永遠の大愉快を謀るの明あくして目前の小愉快を追ふに離隔たる者天下其人に乏しからずと雖も苟も普通の教育を受け尋常の智識を備ふる者ハ誰れか永遠の快樂を欲せざらん誰れか老後の豫備を爲すを希はざらん誰れか財産を遺傳して以て子孫の繁榮幸福を望まざらん唯夫れ之を欲し之を希ひ之

二 累進税駁論第

第二累進の税法ハ其税率を異にすべき正確なる標準なし

累進税を課するに當り如何なる根據により如何なる標準によりて其税率を定むべきか思ふに爲政者の臆測によりて之を定むるの外更に方便あかるべし既に爲政者の臆測によりて其税率を定むると

せば甚だ危険の法と云ひざるを得ず何となれば為政者の好意に常に頼むに足らず為政者にして私心を懐み其税率を重加せんと欲せば則ち之を重加するを得なければあり

第三累進の税法をして實地に行はれしめば富者の所得は遂に悉く租税の爲に吸収せらるゝの處あり

累進の税法を行ひ愈々税率を累進して止むるとおくんば遂に所得の全額を吸収するに至るべし試に所得額二倍する毎に三倍の租税を課するとかし其起算點を以て五百圓の所得に付き五圓即ち一分の税率とすれば所得の全額忽ち租税の爲に吸収せらるゝの狀左表の如し

所得	税額	税率
一〇〇〇	一五	一五
五〇〇	五	一

右の表に依りて之を見るに起算の税率は僅に一分にして所得の二倍する毎に税額を三倍するに過ぎずと雖ども二萬二千圓の所得に

二〇〇〇	四五	二二五
四〇〇〇	一三五	三三七五
八〇〇〇	四〇五	五〇六二五
一六〇〇〇	一二一五	七六
三二〇〇〇	三六四五	一一四
六四〇〇〇	一〇九三五	一七
一二八〇〇〇	三二八〇五	二五六
二五六〇〇〇	九八四一五	三八四
五一二〇〇〇	二九五二四五	五七六
一〇二四〇〇〇	八八五七三五	八六五
二〇四八〇〇〇	二六五七二〇五	一二九七

は一割一分餘の税率となり十二萬八千圓の所得には二割五分餘となり二十五萬六千圓にして三割八分餘となり五十一萬二千圓にして五割七分餘となり遂に一百萬圓より二百萬圓に近く所に至て所得の全額悉く租税を吸収せらるゝを知るべし今若し起算の税率を以て五百圓に付き二分とせし所得額の二倍する毎に税額を三倍するとせば六萬四千圓の所得にて三割餘の税率となり十二萬八千圓にして五割となり二十五萬六千圓にして七割六分となり五十一萬二千圓にして税額五十九萬四百九十圓とある即ち一倍一割五分の税率にしてさしもの富者も忽ち其負擔に堪へざるべし而して設令累進の度を減ずるあるも較と緩急の差あるのみにして終には全額吸収を免かれざるべし

四 累進税駁論第

第四累進の税法を行ふも政府は之に依りて其収入を増す能はず蓋し全國の富者は國民の少數なればあり

蓋し皮想の見を以て之を觀れば累進の法を行ふ時は若しく政府の収入を増加するもの、如く見ゆれども實際に於ては決して然らざる多額の収入を國庫に收る法にあらざるあり今泰西各土の實際に徴して之を觀るに巨大の所得を有する者は甚だ少く如何に重苛の累進税を課するも國庫に收入する所は到底比例税を課して收入する所に及ばざるを知るべし試に普魯士の状況を見よ普魯士の税法は所得の多少に依り國民を數等に分ちて所得税を課し同等の者は則ち同額の租税を出すの制あり此法は累進税の性質を帯びずと雖ども上下の階級に隨て税率を加減するを以て多少富者に重く貧者に輕きの實あり今一千八百五十三年の統計表に依りて觀るに普魯士の人口は大凡一千八百萬にして其中一千「ター」以上の所得を有する者は僅に四萬四千四百七人ありと云ふ而して此四萬四千四百七人の中凡そ半數即ち二萬千七百八十三人の所得は千四百「ター」

以下にあり又此四萬四千四百七人の六分の五は皆二千八百「タ」以上の所得を有する者あり普魯士全國に於て一萬二千「タ」以上の所得を有する者は僅に四百四十四人あり其中二萬「タ」以上の所得を有する者百六十八人五萬二千「タ」以上の所得を有する者二十九人十二萬「タ」以上の所得を有する者僅に七人なり然り而して此四萬四千四百七人の拂ふ所の租税の全額は一千「タ」以下の所得に同率を課して收むる所の總額の三分の一に達せすと云ふ降て一千八百六十四年に至り普魯士の富頗る増殖し富者の數も亦た増加せりと雖ども其租税の收入額は未だ大に増加せるを見ず即ち一千「タ」以上の所得を有する者は六萬八千百十一人にして之を十一年前に比すれば二分の一を増加せるも此輩の拂ふ所の税率は尙ほ一千「タ」以下の所得に同率を課して得る所の總額の三分の一に過ぎずと云ふ夫れ普魯士は歐洲中小産家の最多ある邦國には

あらず而して富者の僅少ある斯の如しされば其他の諸國の如きは推して知るべきのみ

眼を轉じて合衆國の實況を見よ合衆國に於ては夫の南北戦争の終を告ぐるに及んで租税を國民の所得に課し半ば累進の法に頼れり一千八百六十六年の税率は六百弗より五千弗に至るまでの所得に課するに五分を以てし五千弗以上の所得は等を分ちて七分半及一割の税を課せり而して此年該税の收入高は七千二百九十八萬二千弗として其中三千四百五十萬一千弗は五千弗以上の所得より得る所のものなり斯の如く富者に課する所の税率は小所得に課する所より比すれば二分の一乃至一倍を加ふれども其收入高は全收入高の半額に及ばざれば合衆國も亦巨額の所得を有する者の甚だ少なくして累進税法を行へば巨額の所得も重課するが如きも其政府も收入する所に至ては未だ甚だ多からざるを知るべし

第五累進税法を行ふに當りてや富者其財産を隠蔽し詐欺相尋で起らん

租税を所得に賦課するに當りてや必ず先づ人々の所得額を定めざるべからず之を定むるの法三あり曰く人民の申告に依りて之を定むること曰く政府の推測に依りて之を定むること曰く政府の檢察に依りて之を定むること是ありされど此三者の如き皆正確なる實數を知るに足らず故に今所得に累進税を課するに當り三者の中孰れの法を用ゆるも遂に困難と不公平とを免るゝと能はず請ふ之を詳論せん

人民の中告する所の所得額に據りて累進税を賦課すれば富者の税率の平等ならざるを見獨り其弊を被むらんとを恐れて大に奸詐を逞ふし多少其財産を隠蔽して負擔の平均を保たんとを謀るや必せり今合衆國の實況に徴して之を觀るに一千八百六十六年に當りて

所得税の收入高凡七千三百萬弗に過ぎず而して當時紙幣の下落三割乃至四割ありしを以て其三分の一を減ぜば其實價凡そ四千六百萬弗なりと云ふべし是れ合衆國が累進税の法よりて六百弗より五千弗までの所得に五分を課し五千弗以上に七分半及び一割を課して收入せる所なり然るに同年の英國の所得税收入税高を見るに六百三十九萬磅あり英國の税法の比例税にして百磅以下の所得に全く之を免除し二百磅以上の所得に其六十磅を免除し一般に一分六六の輕小なる税率を課せしものなり夫れ合衆國の富豈に大に英國の下に出でん且つ當時其人口も英國より多し而して英國に於ては僅に一分六六の輕税を課して六百三十九萬磅を收入せるも合衆國に於ては五分乃至一割の重税を課して僅に四千六百萬弗を收入したるに過ぎず一磅は凡そ五弗に當る斯の如く數倍の重税を課して而して數倍の收入を得ず唯に僅々の増收を得たる所以のもの

の何ぞや他なし税率の重苛なる累進法を以て偏重の租税を課したるが故に富者の財産を隠蔽せると多く爲に却て其収入大なるを得ざりしのみ若し合衆國をして唯小額の所得を免除し二分半若くは三分の税率を以て均しく一般に賦課せしめたらんに其収入する所蓋し五分七分半乃至一割の累進税を課して得たる所と相下らざりしをみるべし

次に政府の推測を以て征税の基本を定め之によりて累進税を課するととせば夫の奴婢の數家屋の價格等の外凡て推測にして益々不公平の處分を免れざるべし唯斯の知き推測の法に特に輕税にして平等の税率を課する時に於てのみ之を用ふるを得べきのみ次に政府檢察の法を以て征税の基本と定め之によりて累進税を課するととせば人民其煩に勝へず遂に其資本を促して外國に移らしむるに至るべし且夫れ巨萬の財産を有する者の一人にして數多の

事業に資本を用ふる者多し故に今政府其所得を檢するに當りて其概數と雖ども尙をこれを知るに苦しまん而して彼の巨産の銀行家若しくは製造家の如き其入自身と雖ども常に其所得の精細を知る者少し然らば何等の關係もなき他人に於ては決して之を知り得べきにわらず今若し政府銳意して嚴に百般の事業に注目し密に其舉動を檢し凡そ帳簿通信等の類に悉く之を調査せば或は其大數を知るを得べきも尙ほ多少の信を人民の申告に置かざるを得ず而して其弊の前後に詳論したるが如しされば政府の檢察に依りて各人の所得を定むるとも實際難しと云ひざるべからず

累進税法の行ふに足らざる所以概ね斯の如し然らば則ち比例税の純粹なるもの果して用ゆるに足るか曰く比例税論者の言醇は則ち醇ありと雖ども亦た多少斟酌するところ無る可らず思ふに比例税を課するに當り多少斟酌する所無んば最貧の者其負擔に堪ゆる能はざるべし

(按)辨タム實利主義の祖師著す所殆んど枚擧げ暇あら

辨タムの説

實に累進税論者の言ふ所の如し例へば一ヶ月十圓の所得ある者に課するに一割の税を以てせば負擔おきの時に於て辛ふして其妻子を養ふを得たるも今や毎月一圓の租税を納めざるべからざるが故に遂に妻子をして凍餒に陥らしむるの事之なしとせざるあり英國の碩學辨タム夙も此を見あり嘗て説を爲して曰く租税賦課の法をして其當を得せしめんよハ先づ生計の最少費を定めて之れが租税を免し之に超ゆるの所得ハ同一の税率を以て課税すべし今假に一ヶ年生計の最少費を定めて五十磅とせし税率を定めて各人所得の一割ハさば六十磅の所得ある者ハ先づ其五十磅を免税し十磅の一割即ち一磅の税を課すべし而して一千磅の所得ある者の如きハ即ち其九百五十磅の一割を課すべし斯の如くする時ハ富者と貧者とに論なく其必需品の租税を免除するが故に同一の税率を以て課税するも毫も公平を失するところらずと辨タムの説實に善し蓋し此方法たるや毫も比例税の主義

に背かず且つ貧者を救ふの方便を備へたるものと謂ふべし若夫れ斯の如くなれば忍苦の平均或ハ之を希圖するを得べき也

直接税論

第三章 直接税間接税の區別を論ず

課税の物件によりて租税を類別する法 負擔の影響によりて租税を區別する法 直接税間接税の區別し難き所以 直接税間接税の區別は程度上より爲を得 直接税間接税の區別の施政上緊要なる所以 直接税間接税の義解

租税の類別

租税の類別に二種の法あり一は課税の物件によりて分類し一は負擔の影響によりて區別す米國の字オカー佛國のバリュ等は課税の物件によりて租税を區別する者あり字オカーは租税を分ちて第一財産に賦課する税第二所得に賦課する税第三物産の購買力に賦課する税第四消費高に賦課する税と爲しバリュは第一人の身体に賦課する税人頭税第二財産に賦課する税資本税及所得税第三使用税第四消費品税第五物品賣買の如き人事に賦課する税と爲せり夫れ課税物件の種類

直接税間接税の區別し難き所以

によりて租税を類別すれば區別較判明にして學理上非難を容るべき廉歩しと雖も實際に利益ある所多からず故に余は此類別法を措き率ろ負擔の影響によりて區別するの法を採らんとす泰西の經濟學者理財家は多く此類別法に據り租税を分ちて直接税間接税の二種と爲せり然れども此區別未だ甚だ曖昧なるを免れず今此輩の唱道する所を約言すれば曰く直接税は之を徴收せられたる者獨り其負擔を被るも影響を他に及ぼさざるものにして間接税は之を徴收せられたる者毫も其負擔を被むらす全く消費者をして之を負擔せしむるものなりと此説に依て之を觀れば直接税間接税の區別畫然として更に疑を容るべき所なきが如し然れども顧て之を實際に徴照すれば大に議すべきものあり所謂直接税とは果して如何なる種類の租税を指す歟想ふに地料税利潤税貸銀税等を云ふからん乎若し然は此種の租税は全く地主若くは資本家若くは勞力者の負擔する所とありて毫も影響を他

に及ぼさざる歟未だ必ずしも然らざるべし試みに地料税の場合を見よ其課税の基本たる地料は土地所有者が他人をして其土地の産力を使用せしめ之に依りて受くる所の報酬あれども之を組成する所の病素は土地天然力に對する報酬と經營資本に對する報酬との二ありて此二者相合して地料を組成するもの也然れども地料を分拆して其若干部分は天然力の報酬より成立ち他の若干部分は經營資本の報酬より成立つと判然識別するとは如何なる老農と雖ども到底爲し得ざる所ありされば地料に向つて課税あるときは資本をして多少其負擔を被らしむるを免れず資本をして多少其負擔を被らしめん乎農産物價銀の騰貴勢ひ免れざる所にして租税の負擔多少消費者に移らざるを得ず又夫の利潤税を見よ其特別税の負擔を他に及ぼすが如きは姑く措き各種の利潤に平等税を課する場合の如き資本家轉業して其負擔を免がるゝ能はずと雖ども租税金々重苛を加へ資本家をして相當の

麻ルサス(Malthus) 英國有名の經濟學者にして人口論を著し大名天下に傳ふ

利潤を収むること能はざらしむるに至らば資本の額次第に減少せん資本の額減少せん乎生産高随つて減少せん生産高減少せん乎影響忽ちにして賃銀に及ぼし賃銀の騰貴亦勢ひ免るべからず賃銀騰貴せん乎租税の負擔多少消費者に移るや必せり平等利潤税をして實地に施行するを得せしむるも尙且斯の如し然るを現んや利潤税を平等からしむることは言ふべくして行ふべからざるの事たるに於てをや且つ夫の賃銀税の如きも益々重苛を致し勞力者愈々其生計の程度を低落するに至らば麻ルサスの所謂實制豫防制の行はるゝありて次第に勞力者の數を減ずべし勞力者の數減せん乎勢ひ賃銀の騰貴を來すべし賃銀騰貴せん乎租税の負擔多少利潤に移るべし由是觀之地料税利潤税賃銀等を以て直接税と爲し之れが定義を下して租税を徵收せられたる者獨り其負擔を被むり毫も影響を他に及ぼさざるものありと云ふは未だ當れりと云ふべからず第四第五第六第七等の諸章を參考す

べし

所謂間接税とは果して何を指す歟蓋し間接税の種類一にまで足らず
 と雖も要するに物品税の範囲を出づるものなり然り而して今右の義
 解に據りて之を説明すれば例へば一種の物品あり之を五圓に賣らざ
 れば其資本を償ひ相當の利潤を收むる能はずとせん此時に當りて若
 し一割の物品税を課せらるゝあらば販賣者は損失を被むらざるを得
 ざるが故に其物品の價銀を高ふして五圓五十錢に墮き以て消費者を
 して全く其租税を負擔せしむると云ふが如し物品に課税せられたる
 が爲に販賣者は其價銀を高ふして其負擔を免れんとを謀るや論を待
 たずと雖ども而れども價銀を高ふして以て消費者に悉く其租税を負
 擔せしめ販賣者は毫も之が負擔を被らずと云ふに至ては蓋し誤れり
 と云はざるべからず夫れ價銀騰貴すれば需要減少すとは既し經濟原
 理の許す所あり此故に販賣者は價銀を高ふして負擔を消費者に移さ

直接税間接税
 の區別の程度
 上より爲すを得

んとするも價銀の騰貴は随つて需要減少するを以て遂に充分其目的
 を達する能はず自ら其幾分を負擔せざるべからざるや明けしされば
 間接税の義解を下して租税を徵收せられたる者毫も其負擔を被らず
 消費者をして悉く之を負擔せしむるものなりと云ふは未だ盡せりと
 云ふべからず第十章を參考すべし

夫れ斯の如く直接税と雖も之を徵收せられたる者獨り負擔を被むる
 よわらず間接税と雖も其負擔悉く消費者の頭上へ墮落するよわらず
 是を以て論者或は租税は直接間接の區別を爲すべからずと云ふに至
 るも亦宜かり果して間接税直接税の區別を爲すべからざる歟曰く然
 り然りと雖も種類上より之を論するを止め少しく觀察の點を變じて
 程度の上より之を論すれば直接間接の區別を爲すも敢て不可なきが
 如し嘗て不可なきのみならず此區別を爲すといは施政上甚だ緊要なり
 と信ずるなり凡そ物種類上より判然區別するを得るものと種類上よ

り區別し能はざるも程度上より論ずれば之が區別を爲すを得るもの
 の二類あり種類上より區別するを得るもの何ぞや曰く茲は黒
 白の二色ありと想像せよ此二者の共は相通するの質分を含有する歟
 即ち黒色の中は多少白色を含める歟白色の中は幾分の黒質を有する
 歟何ぞ夫れ然らん黒色の則ち純黒として毫も白質を含まず白色の則
 ち純白として毫も黒質を有せず即ち一の全く黒の種類として他の全
 く白の種類なり是れ種類上より二者を區別し得るものなり程度上よ
 り區別するを得るもの何ぞや曰く茲は紅朱の二色ありと想像せ
 よ此二色の共は相通するの質分を有す即ち紅色の中は多少朱質を含
 み朱色の中は亦幾分の紅質を有す言を換へて之を云へば紅色の紅
 朱の二質より成立ち朱色の朱紅の二質より成立つと云ふも可なり唯
 だ其紅たり朱たる所以のもの成分中一の多部を占め他の少分を填
 す由る斯の如く此二色の共は相通するの質分を含有するが故は種

類上より之を論ずれば夫の黒白二色の如くは判然區別するを得ずと
 雖も所謂程度上より論ずれば之を區別して或は紅色となし或は朱色
 となすを得べし是れ即ち程度上より二者を區別し得るものなり夫の
 直接税間接税の區別の如きも亦然り之を種類上より論ずれば黒白二
 色の如くは畫然區別するを得ざると既論する所の如しと雖も直接
 税の成分の其質分中直接の部分多きを占め間接税の成分の其質分中
 間接の部分多きを占むると猶ほ紅色と朱色との關係の如し抑も間接
 税の其之を課せらるゝや生産者若くは販賣者の直は價銀を高ふして
 以て負擔を消費者に移さんとを謀るを得べしと雖も直接税に至ては
 大は然らず其之を課せらるゝや直は負擔を他に移す能はず課税の額
 極めて低き時の其負擔殆ど全く之を徴收せられたる者も歸す直接税
 間接税の間自ら此差別あるとの争ふべからざる所あり且夫れ實地も
 就て考察するとき凡そ覆載間も存在する彼と云ひ此と云ふ物も解

直接税間接税
の區別の施設
以上緊要なる行政

割の度を進むれば遂に相區別するを得ざるに至らん例へば夫の瘧と云ひ夜と云ふも其晝より夜に移り夜より晝に移る時の如き其果して晝なるや夜なるやを明かにすると能はざるにあらすや又夫の動物と植物との區別の如き動物の劣等なるものと植物の高等あるものに至ては生物學者も常に二者の區別に苦むにあらすや斯の如く物と物との兩端を取て論するときは一も區別を爲すと能はずと雖も其各個區別を立てたる所以のものは唯大躰上より區別したるのみ夫れ既に大躰上より區別を爲すを得るとせば負擔の影響を及ぼす程度上より論して直接税間接税の區別を爲すも何の不可か之れあらん

程度上直接税間接税の區別を爲し得ると斯の如し今や更に此區別の緊要なる所以を説かん凡そ事を爲すに當りてや必ず豫め其目的を定め其結果を期して而して後之に手を下さざるべからず即ち此れを行へば如何なる結果を生ずべき歟彼れを爲さば如何なる結果を得べき

歟此の結果を得んには此れを用ゐざるべからず彼の結果を收めんには彼を用ゐざるべからずと云ふとを前知すると極めて肝要なり今夫れ紅色を得んと欲して朱を用ゐるも決して其目的を達する能はず朱色を得んと欲して紅を用ゐるも亦決して其目的を達する能はず蓋し朱は多少紅質を含むと雖も而れども紅にあらす紅は幾分の朱質を有すと雖も而れども朱にあらす故に紅色を得んと欲せば必ず始より紅を用ゐざるべからず朱色を得んと欲せば必ず始より紅からざるあり夫の租税に於けるも亦然り重きに納税者をして負擔に當らしめんと欲して間接税を課するも充分其目的を達する能はず重きに消費者をして負擔に當らしめんと欲して直接税を課するも充分其目的を達する能はず蓋し直接税は多少他に影響を及ぼすと雖も間接税の如く甚しからず間接税も亦其負擔幾分か納税者に止まると雖も直接税の如く大ならざればなり此故に重きに納税者をして負擔に

當らしめんと欲せば必ず始より直接税を課せざるべからず重きに消費者をして負擔に當らしめんと欲せば必ず始より間接税を課せざるべからず之を要するに直接税は其負擔重に納税者に歸し間接税は其負擔重に消費者に移る左れば今一種の租税を課するに當りて其負擔は重に納税者に歸するか將た重に消費者に移るかを豫知すると施政上極て緊要なるを知るべし

夫れ直接税の負擔は必ずしも被税者にのみ歸せず間接税の負擔も亦必ずしも消費者にのみ移らず然らば則ち如何に之を義解すべきか蓋し彌ル普オセト等が下したる義解は以上所論の意に當て符むるを得ざるが如し今暫らく之を假りて其義解に充てん曰く直接税とは其賦課せられたる人をして之を拂はしむべき目的を以て其人より徴收する所のものを云ひ間接税とは他人をして其負擔を補償せしむべき目的を以て其人より徴收する所のものを云ふ

直接税間接税の義解

普オセト (Ho. H. Fawcett) は有名なる彌ル派の經濟學者にして著す所經濟原論自由貿易保護稅論等の外數種あり

第四章 地料税を論ず(上)

地料の性質 地料の二原素 地料の二原素は判然區別すると難し 地料の二原素判然區別し難きが故に地料税弊害多し 地料税の弊害は土地の經營を妨ぐるあり 若し地料の二原素を區別するを得ば之は課税するも妨がし 然れども政府も地料の全部を收入すべからず 普ヒョオクラット黨の極端論を駁す

地料の性質

地料税の得失を講究するに當りてや須らく先づ地料の性質を究めざるべからず抑も地料なるものは土地所有者が他人をして其土地の産力を使用せしめ之に依りて受くる所の報酬なり若眼の點を變じて之を云へば資本家が土地を借用して農業に従事するも當り其資本に對して相當の利潤を收めたるの餘裕を以て地主に拂ふ所のものなり夫れ土地は素と天然力なれども自ら日光大氣等と其性質を異にするも

のにして其供給や限あり又他の物品と同じからずして資本と勞力とを以て産出し得るの種類に屬せず此故に世間自ら土地を有するのひと之を有せざるのひとの殊別起り土地を有せざる者の農業礦業伐木業等の事業に従事せんとするに當りてや勢ひ土地を有する者に就て之を借受けざるべからず而して之を借受くるや多少の地料を拂ふて以て地主を満足せしめざるべからざるなり此地料は資本家が其資本に對して相當の利潤を收めたるの餘裕なることは敢て説明するを要せず何となれば若し餘裕より之を拂はず資本の利潤の中より之を出すすれば資本家は其資本に對して相當の利潤を收むる能はざるが故に資本を土地に下すを爲さざればなり即ち夫の邊に資本を償ひ相當の利潤を收むるのミにして更に餘裕を生せざる所の耕作の境界にある土地は毫も地料を生ずるとかく之より以上の土地は其優劣に隨ふて大小の餘裕を生ずるか故に地料も亦た其餘裕の多寡に隨ふて

生すべし

地料の性質や斯の如し而して之に向ふて賦課したる租税を地料税と云ふ請ふ進んで此租税の影響を考察せん須ミツス嘗て地料税を論じて曰へらく地料税の負擔は全く地主に歸し地主は毫も之を他に移す能はざるものなりと蓋し誤れり地料税の負擔は未だ必ずしも悉く地主に歸するものにあらず想ふに須ミツスは未だ地料の性質を明かにせざるが如し夫れ土地を地主より借受けて之を耕す者は必ず相當の地料を地主に拂ひ之れをして満足せしめざるべからざれども其所謂地料は二種の原素を含有するものにして即ち土地の天然力を使用するが爲に之に對して拂ふ所の報酬及び地主が土地を經營したる入費に對して拂ふ所の報酬より成立つものあり夫の純粹の地料は元と此二原素の第一をのみ含むものにして其第二の如きは土地經營の入費に副ゆるものなれば之を資本の報酬即ち利潤と解すべきものあり惟

地料の二原素

地料の二原素を判然區別すると難し

ふに新創の國にして天然に豊饒肥沃なるの土地は姑く措き凡そ舊國に在りては其土地の膏腴あると否とを問はず既に經營を施されたるものあれば其地料は此二原素を併有するものにあらざるは亦し然り而して今此地料を分析して土地の天然力に報ゆる部分と經營の入費に酬ゆる部分とを判然識別すると極めて難く如何なる老農と雖も困難を感ぜざるを得ず寧ろ目して以て爲し難きの事となすも敢て不當にあらざるが如し此故に租税を地料に課せんとするに當ては其總額即ち地主の囊中に入る所の全額に課するの外他に方便あるなし地料の全額に課税するの事たる大に耕作の進歩を妨げ農夫をして造次轉沛の慘狀に陥らしむるの弊あること照々として明なり夫れ地料の全額は經營入費の利潤を含蓄するものなるを以て一朝之に課税するとあらば土地の經營に資本を費す者復たあるべからず管に資本の他の事業より農業に注入するものなきのみならず從來農業に放下したる

課税の額同じきも其方法異なれば利害同じからず

資本も轉じて他の事業に移るべく地主及び借地人は土地の荒廢を豫防するの策を講ぜざるに至るべく農業の衰頽期して待つべし余は斯の如き社會の進歩に妨害ある租税を課するを欲せざるなり或ハ説を爲す者あり曰く今若し平等なる課税法を以て地主の歳入一割を收めて國庫に納るとあらんとせん地料に課して一割を收むるも他の方法を以て之を收むるも地主の損失を被むるに至てり敢て異なる亦し然らば則ち地料に課税するも何の弊か之あらんと是れ一を知て未だ其二に及ばざるの説あり夫れ租税を收入する所の政府の如何なる方法を以て之を收むるも固より損得なしと雖も之を納むる所の地主若くは社會の假令其額同じきも其方法異なるあれば大に利害を異にせざるを得ず直接税の常に善良なる課税法といなすべからず課税法の善良あると否とい唯だ其社會の進歩を妨ぐるの大あると小あるとに依て分るゝものたり然り而して地料税の社會の進歩を害す

地料の弊害

ると決して尠少ならず若し地料税にして課せらるゝとなくんば年五拾圓若くは百圓の収入ある地主の多少の資本を費して之を經營し相當の利潤を收めて二百圓若くは三百圓の収入ある土地とあすを得べきも地料税を課せらるゝあるや經營を加ふるに隨て租税の負擔増加するが故に地主の勉めて之れが經營より力を致さるべし抑も租税あるものゝ其種類の何たるを問はず其課税法の如何を論ぜず皆あ多少の損害を社會に被むらしむるものなれども斯の如き事業の進歩を妨ぐる傾向ある租税の其負擔重苛を極むるに至らざるも其社會を害するに於ては最も甚だしきものと云はざるべからず地料税にして漸く重苛あるに及んで農業全く廢頓し爲に國家の一大富源を涸らして遂に社會の衰頹を致すと得て免るべからず故に政府にして地主に課税せんと欲せば須らく他に方便を求む可し地料に課税する政策の如きも余の最も取らざる所なり

借地制度と私有制度の得失

それ租税あるものは社會の進歩に隨ひ必ず生ずべきものなるを以て舊國に於て地主に重苛なる負擔を被むらしむるを非とする者別に論を立て、曰く亞米利加合衆國の如き新創の邦國にして豊饒ある無主の土地夥多なる所に於ては政府先づ其土地を所有し豫め年限を定めて之を人民に貸附するを善しとす此説たるや頗る是なるに似たれども未だ以て必須の政策となすに足らず惟ふに若し斯の如き制度を設くるあらば土地を借受くる者其經營に盡力せず土地の生産力を發達するに必要ある改良をなさざるべしと云ふべからず夫れ農業に従事する者の其資本と勞力を費して土地を經營し改良する所以のものも皆な是れ收穫を増加して大に利益を博せんと欲するに因るものなれども此利益たるや決して即時に收むるを得べきものにあらざ必ずや之を永遠に期せざるべからず故に若し斯の如き借地制度の下にありては漸く將に其利益を收めんとするに及び既に年限の満つる

ありて土地を政府に返還せざるべからざるに至らん果して然らば農業に従事する者皆に其放下したる資本の利潤と勞力の報酬とを收め得ざるのみならず其資本をも償ふと能はざらん左れば斯の如き制度の下にありて農業に従事する者の巨大の資本と貴重の勞力とを費して土地を經營し改良する者あらんと得て望むべからず若し借地の期限をして甚だ長からしむるあらば或は此弊害を防げ得んも土地私有の制度は之を改良するに最も便利ある制度あると敢て疑を容れず好し借地の年限を以て頗る長期のものとするも之を私有するにあらずんば土地を經營するの念薄く大に其發達を妨ぐべし惟ふに私有制度と借地制度との得失の容易に論斷すべからざれども私有制度の借地制度に優るの古來學者の多く許す所にして余も亦た其然る所以を信じて疑はざるあり論者或は曰く政府全國の地主とあるも各地方に監督人を配置して以て常に借地人を督責するあらば彼れ必ず其經營を

怠らざるべしと然れども監督人を置て借地人を督責するの事たる小地方に於ては或は之を實行するを得んも方數千里の大國にあつては固より行ふべからず假に之を行ひ得べしと亦も監督人たる者往々偏頗の念を逞ふし賄賂公行の事の如き遂に之より發生して其弊却て之を監督せざるの以前に優るとなしと云ふべからず由是觀之土地私有の制度の到底廢止し得べきものにあらざるが如し夫の社會の開明の如き大に之に因るものたるや疑を容れず夫れ土地私有の制度の邦國を愛するの念慮を發達するものあり子孫後世を慮るの念を養成するものなり故に漢たる太古の時に於て各社會既に之を認め舊約全書「シヨブ」の章の如き隣人の土地を侵す者を以て惡人表中の第一に置きり其他古代の記者土地分配の事を以て法律政治の起原と亦す者一にして足らざるあり

地料の二要素ハ判然區別するを得ざるが故に地料税の弊害多きと以

純粹なる地料に賦課する租税の影響

上論する所の如し然り而して今假に此二原素を判然區別するを得るとし經營入費に酬ゆる所の部分を省き専ら土地の天然力に對する報酬即ち純粹の土地に課税する時の其影響如何曰く此地料の地主の他の人民の利害に影響を及ぼすと亦く悉く之を租税に吸収するを得べし其故他なし租税重苛あるの故を以て穀物若くハ他の農産物の價銀を騰貴せしむると能はざれば亦り夫れ穀物及び他の農産物の價銀は其生産入費に影響を及ぼすとあるにあらざんべ決して變動すべきものにあらざ夫の純粹なる地料に課せられたる租税の生産入費の影響を及ぼすと能はざるものなり抑も純粹なる地料の土地の生産より經營の入費に相當する利潤を除去り且つ耕作に従事する者其努力に向ふて相當の賃銀を得其資本に對して普通の利益を收めたるの餘利かれは毫も生産入費に關係せざるものにして假令如何なる酷租苛税の之に課せらるゝとあるも其生産に影響を及ぼさず隨て其供給を變

政府は純粹なる地料を悉く吸収すべからず

動する能はざるものたり左れば純粹なる地料に課するも重課を以てするも農産物の價銀に毫も影響を被むると亦く隨て租課の影響を他に及ぼさざるなり
純粹の地料に課税して悉く之を租税に吸収するも其損失を被むるべき者は獨り地主に止まり毫も他に弊害を及ぼさずと雖も而も尙ほ政府悉く之を吸収すべからざるものあり蓋し租税は元と公平無私あるを要す故に政府の租税を人民に課するに當りてや必ず各種の納税者をして平等均一の負擔を被むらしむべし決して一種族の人民をして特に重苛なる負擔を被むらしむべからず凡そ人民の財産は苟も正當の手段を以て得たるものならしめば政府必ず之を保護せざるべからず夫の地主は自家勞力の結果にあらざ土地に上下の別あるが爲め自然に生ずる所の地料を占有するものなれば所謂社會の生産者流にあらざして實に國家の所有に歸すべき收入を得て以て生計を營むもの

七十六

たるに外ならざれども土地所有の事は社會創造の時に於て業に已に
始まりたるものにして爾來屢ば其所有者を變換したれば今の時に當
りて政府地主の收納すべき地料を奪ひ或は特に重苛なる負擔を被む
らしむる如きは之を奈何ぞ專制掠奪の處置と云はざるを得んや李カ
アドオ嘗て論じて曰く夫れ地料なるものは多くは數年の辛苦を嘗め
て財貨を貯蓄し之を以て土地を購求せるの人に屬するものたり左れ
ば之に向ふて特に重苛ある租税を課する如きは神聖なる財産の權利
を侵すの處置にあらずやと吾人は須らく李氏の言を服膺して金科玉
條と爲す可きあり夫れ天下の土地今尙ほ社會原始の地主の手に存す
る者ならば或は其地料を沒收するの原由ある可きも既に屢ば其所有
主を換へたるのみならず今や之を所有する人は概するに粒々辛苦し
て之を得たるの人なり然らば則ち地料を沒收するの不當なるは勿論
之に特別の重税を課するも亦不當あるを免れず

七十七

地料の二原素は到底之を區別する能はず之を區別し得るといふは固
より假定に出ず故に地料税を課するに於ては必ず土地經營資本の報
酬に課税するを免れず而して經營資本の利潤を掠奪するの弊害ある
と上來縷述したる所の如し左れば區エスチー及び其他の普ヒシオクラッ
ト黨が嘗て唱道せる説の如きは固より用ゆるに足らざると明白あらん
區エスチー以下の普ヒシオクラット黨は土地を以て萬物の本源とあし社會
の富悉く皆な之より發生するものゝ如く謬信したるが故に専ら土地
に課するに特別税を以てして毫も不公平あるとあしと信ぜり然れど
も夫の土地なるもの勞力の之に加はるあるにあらずんば何を以てか
能く生産をささん凡そ天然に發生したるものにして勞力を待たずし
て社會の用をなすもの殆んど之あらず土地獨り然らざるを得んや故
に富及び價値の真正の本源は土地にあらず却て寧ろ勞力にありと云
ふも敢て不可なるなし左れば製造業運送業等に課税せず特り土地に

(按)區エスチーは
佛國經濟學の鼻祖
にして普ヒシオク
ラット黨の首領な
り富は皆土地より
出づるものなりと
主張し天下を喧し
たり

普ヒシオクラッ
ト黨の謬説

のみ租税を課するが如きは豈に租税賦課の要義に協ふものあらんや
豈に不平等の課税法にあらざらんや

區エスター及び須ミスは地料を目して農業に従事する者にのみ特別の
天恵あるに依て生ずる所の一種特異の生産ありとせり嗚呼亦た誤れ
りと謂ふべし蓋し天の恵を及ぼす所を見るに毫も偏頗愛憎の跡なく
何種の事業も皆な天の恵を被むらざるはなし天は種子を萌芽し之を
培養し之を成熟して以て農業に従事する者を恵み粗生品を供給し水
力火力蒸氣力引力等を使用せしめて以て製造業工業を恵み磁針を指
示し風力蒸氣力を使用せしめ海水河水に浮泛力を有せしめて以て運
送業を恵む天恵の及ぶ所豈に廣且つ大からずや由是觀之天恵を以て
獨り土地に限るとなし其他の事業は毫も之を被むらずといふは膠談
の甚だしきものと云はざるべからず夫の地料なるものは甲地の乙地
より多く豊饒あるか或は地位の便利なるより生ずるものにして農業

が他の事業より優りたる生産あるに依て生ずるものにはあらざるか
り

凡そ世の中に成立する所の百般の事業は一として天恵を享有せざる
はあく又勞力を要せざるはかし左れば土地を以て特別の天恵を被む
るものとあし又は富の本源となすと能はず今假に土地を以て富の本
源とあし社會の富皆之より發生するとあすも單に土地に特別税を
課して政府の費用を支へんとするが如きは固より凡上の空論にして
實際行ふに足らざるなり麻クロック嘗て之を論じて曰く英クランド
及び宇エールスの地料は凡そ三千三百萬磅に上るべく蘇クットラン
ド及び愛ルランドの地料は殆んど千六百萬磅なれば之を合算すれば
四千九百萬磅を以て合衆王國の地料全額と見做すを得べし而して英
國政府の經費は毎歲六千八百萬磅以上を要するが故に全國地主の收
納すべき地料を沒收して悉く政府に納るゝも其經費を支ふるに足ら

ず然らば則ち普^レシオクラット黨の流行ふに足らざるや知るべきあり
 以上論ずる所によりて之を觀れば普^レシオクラット黨の唱道する所の
 議論信するに足ざるや明瞭ならむ夫れ普^レシオクラット黨の説は區^ニス
 子^一始めて之を佛國に唱へ一時天下を風靡したりと雖も其説く所或
 は偏見なきを免るゝ能はず爲に宇^ニオルテヤア以下諸學者の嘲笑を蒙
 りたること往々にして之れありしといふ

未開國に於て
 は地料に課税
 するの必要あり

第五章 地料税を論ず (下)

地料税は弊害あれども未開國に於ては之を課税するの必要
 あり 地料税賦課の最良法如何 税率は止むを得ずんば變
 更すべきも課税の根據は決して動すべからず 課税の根據
 は何に依て定むべき歟 家賃税賦課の得失
 土地に課税するの弊害は前章に論じたる所の如しと雖も社會未だ開
 けず人智未だ進まず工業貿易未だ起らざるの邦國に在りては政府唯
 土地に課税して其收入を得るの外他に方便あらざるなり故に東洋諸
 國に在りては地料税を以て政府の重なる収入となし政府殆んど地
 主の如く人民の政府に拂ふ所の地税は宛も地料の如き所亦これあり
 之に反して歐洲諸文明國に於ては工業振起し貿易隆盛にして税源多
 きが故と土地の所有者能く政府の侵入に抵抗し得たるとの故を以て
 地料重苛なる國と雖も其額地料の幾分たるに過ぎず然り而して今若

地料税賦課の
最良法

第一の説明

し政府止を得ずして地料税を課するに當りてや須らく最良の方法を
求めて其弊害を最少からしめざるべからず何をか最良の方法といふ
曰く最下田を免税すると曰く課税の根據不動なると曰く税率極低か
ると是なり請ふ逐次之を辨明せん

最下田とは耕作の境界に在るの土地にして其産出する所は纔に資本
に對して相當の利潤を得其他生産入費を償ふに止まり毫も地料に充
つべき餘裕を生ぜざる土地を云ふ夫れ斯の如き土地は素と地料無き
土地なるが故に之に向ふて課税するとあらんか從來之を耕して纔に
生計を營める農夫は爲に生計の途を失ひ妻子離散し溝壑に頓轉する
に至るべし斯の如き土地に課税するは忍苦平等の大主義に協はざる
のみならず地料税の本義に適はず故に宜しく之を免税すべきあり
次に課税の根據を動すべからざるは最も肝要なる原則にして若し
之を動すあらば其弊害擧げて數ふべからず例へば茲に二種の田地の

第二の説明

り各一百圓の價格を有するものと假定し之に五分の税を課するとせ
ば甲乙の田地均しく五圓の租税を納むべきに爾來甲の田地は所有主
能く資本を下して之を経営し大に其價格を進めて二百圓に上すに至
り乙の田地は依然一百圓の價格に止まるも其課税の割合に於ては毫
も變動するとかく甲五圓を納むれば乙亦五圓を納むべし斯く根據不
動の法によりて課税せば將來土地經營の入費より生ずる所の利潤は
租税の爲に減殺せらるゝの恐なく大に土地の進歩改良を謀ることを得
べし今之に反して政府若し價格の増すに隨て税額を増さば之よりし
て發生する弊害一にして足らず先づ資本家其資本を注ひて土地を経
營するの念を絶ち土地の改良爲に妨害を蒙るべきは勿論根據を改定
する毎に檢定官吏は賄賂を貪り人民は詐偽を恣にして弊害百出遂に
止まる所を知らざらんとす惟ふに我邦舊幕の時代に於て年々官吏を
派出して檢見を爲さしめ以て租税の根據を變更したる時の如き賄賂

「公行詐偽百出其弊害擧げて云ふべからざるものありき若し幕府時代の課税をして斯の如くならず現行地租條例の如くならしめば我邦土地の進歩決して今日の如きに止らざりしならん夫れ斯の如く課税の根據不定なる時は弊害百出するが故に此根據は萬世不變の者ならざるべからず唯夫れ土地の生産大に増し政費大に需むの時に當て纔に税率を變更するを得るのみ課税の根據は之を變更す可らざるあり前章に論じたる如く地料の因て成立つ所以に二あり即ち土地天然力に對する報酬と其經營の入費に酬ゆる利潤是あり而して此二者を區別して其幾分は天然力の報酬とし他の幾分は經營資本の報酬とすと極めて難く如何なる老農と雖も判然識別し得ざる所にして租税の事に通曉するの人皆な目して以て爲し難き事とす此故に地料に課税する時は勢ひ資本の利潤に課税するを免れず資本の利潤に課税すれば土地の經營を妨げ國富の増殖を害す大に地料に課税すれば大に

第三の說明

之を妨げ之を害し少しく之に課税すれば之を妨げ之を害すると少し左れば地料に課税するに當り成るべく税率を低ふするの必要あると辨を須たずして知るべきなり

課税の根據不動法の弊害

課税の根據不動あるを要すると既に説く所の如し然れども此法亦た弊害なきにあらず蓋し如何なる方法に依りて此根據たる價格を定むるにもせよ政府が全國の土地を檢査して其價格を定むるに當り公平の計算をあして以て毫末不平等を生ぜざらしめんと頗る難し例へば茲に二種の土地ありと假定し其一は元と荒地にして單に所有主の盡力に因り大に其價格を増進したるものとせん乎其所謂地料なるものは概ね資本の報酬たるに外ならず而して他の土地は固と懶惰ある所有主に屬し曾て之を經營せず單に地味の豊饒なると地位の便利なるとの故を以て其價格を有するものなりとせん乎其所謂地料は則ち純粹の地料たるに外ならざるなり今政府此二種の土地を以て同一の價

課税の根據可
動説

格となし同一の課税を命ずらん乎其處置勤勉なる地主に不利にして懶惰ある地主に利あるや明かあり是れ蓋し地料税を課するに當り殆んど免るべからざるの弊害なりとす

或は説を爲して曰く政府一たび土地の價格を定め以て課税の根據となし永く之を改めずして以て之に課税するとあらん乎其間或る土地は大に改良せられ或る土地は毫も改良の途に就かず且つ貿易の盛衰工業の興廢等に關して土地の地位大に變動し隨て亦た價格も變動するが故に遂に非常の不公平を生ずべしと曰く然り然りと雖も斯の如き不公平を匡濟せんが爲に時々其價格を改正せん乎之よりして生ずる所の弊害は却て以前に倍蓰すべし蓋し土地所有者にして其負擔する所の税額變更常なきを見れば必ずや恐懼の念を發し遂に資本を下して土地を經營せんとするの念を絶つに至るべし若し然らばその土地の改良を妨げ社會の進歩を害すると幾何ぞや斯の如く之を改正せざ

辨駁

特に課税の根據を動すべき場合

るも不公平を生じ之を改正するも亦た弊害を醸す左れば土地に課税するの事い如何なる方法に據るも多少の弊害を免るゝ能はず然れども一國の上より之を見れば一度確定したる價格を改正せざるよりして生ずる所の弊害の尙ほ之を忍ぶべきも之を改正するより醸す所の弊害の實に思むべきものと云はざるべからず何とあれば財產にして安固ならずんべ之を所有する者其改良に盡力せざればなり之を要するに課税の根據たる價格の之を動かさざるを宜しとす唯止むを得ざるの場合に當りて少しく税率を變ずるを得べきのみ

課税の根據を動すの不可なると既に説く所の如しと雖も右に開陳せる如き事情よりして土地の價格變動するとあらば其價格を増せる土地の所有者は必ずや不平あかるべしと雖も其價格を減じたる土地の所有者は或は負擔に堪へざるとなしとせざるが故に斯の如き場合に在りては政府特に官吏を派出して精密に其實況を査察せしめ多少の

斟酌を加ふるあるも敢て妨なしとす例へば某の所有地造船場若くは製造所若くは波止場の近傍にありて之れが爲に高價を有つを得たるも若し造船場製造所等の一朝他に移轉し去るとあらば其價格必ず減すべければ從來の價格表に據りて之に課税すると固より其當を得ず然れども斯の如き事情あらず所有者懶惰として土地の經營を怠り爲に其價格を低落したるが如き場合に於ては固より改正すべき理由なしとす何となれば斯の如き場合にありて其價格を改正し租税を減するあらば節儉と勤勞とに課税して懶惰放逸の徒を奨励するに外ならざればなり故に土地の價格低落するの實ありて改正を請願する者あるも勉めて其實情を精察し第一の場合に限りて之を許すべきものとす此方法を用ゐて斟酌を行ふあらば政府土地の價格を改正するとかきも之よりして毫毛の不平等の發生するかきは余の確信して疑はざる所あり

課税の根據は何に依て定むべき歟

地料に課税するの要は上來講述する所の如し然らば則課税の根據たる土地の價格は何に依て定むるを適當なりとする歟單に土地の收穫を以て之を定む可き歟或は收穫の外地味の肥瘠地位の便否等の事情を斟酌して之を定むべき歟惟ふに前者は頗る簡便なれども粗略の弊無きにあらず蓋し土地に天然の優劣ありて設合同額の收穫を得るも之を得るに自ら難易の差あればなり而して後者の如き頗る周且密ありと雖も又弊害無しといふ可らず蓋し地位の便否地味の肥瘠等の事情を鑑別して上下優劣の等級を立つるは素と容易の業にあらず且之れが爲に多額の費用を要すればなり事業の困難と費用の夥多ある尙ほ忍ぶ可きも事繁として反て詐欺賄賂の乘ず可き間隙無き能はざるを以てなり必竟するに斯の如き問題は素と實際の問題をれば机上に其得失を定むること難し尙それ適宜に法を設け繁簡當を得たるの制に據りて地價を定むることを勸告するの外あらず而して一度之を定

家賃税の影響

めんか永代之を變換せず以て農業の進歩を計畫せずんばあらざるこ
 余のこの章を終るに臨んで家賃税の事に關し少しく開陳する所ある
 可し夫れ家賃と稱するものゝ家屋を建築したる資本の報酬と其土地
 の地料とを含むと雖も土地の地料の僅々少部分を充すのみ今家賃に
 課税するに當りて其影響如何を觀察するに若し家屋の需求増減する
 こと恰も消耗品の如くおれば課税の負擔は専ら居住者と地主とに墮
 落し家主の其負擔を免るゝこと敢て見難きの道理にあらざれば
 家屋の固より一朝夕に需給の變動あるものにあらざり一度建築した
 る家屋の勤くとも十數年間廢頽することある可らず故に家主の容易
 に其負擔を他に移すこと能はざる可し左れば家屋の不朽にあらざり且
 供給既に餘りおれば新たに建築を試みるものあらざること勿論なれ
 ば家賃税の負擔の終に居住者と地主とに移るといふも不當あること
 無きを識るなり

家賃税の得失

惟ふに家屋は住宅として用ゆるあり商店として用ゆるあり半ばの住
 宅として用ひ半ばは商店として用ゆるあり而して住宅として用ゆる
 家屋に家賃税を課するが如きは策の最も得たるものなり夫れ租税を
 賦課するに當りてや課税す可き物品の品位と等級を識別し易きを要
 すること勿論にして之を拂ふものゝ資力に相當するを要すること亦
 明かなり而して彼の家屋の等級は最も之を識別するに易く又其居住
 者の資力如何を表明する所のものなり故に今若し之に課税すること
 あらば負擔公平にして適當ある可きなり且夫れ居住者にして若し負
 擔の重きに勝へざるあらんか直に居を轉じて免るゝを得可きが故に
 殊に不便の勘きを覺ゆるなり然而して彼の商店或は商工の事業の爲
 に用ゆ可き家屋の如きは之に課税すること或は當を得ざる可し蓋し
 斯の如き場合に於ては租税の負擔居住者に歸すること無く商店若く
 は工場に就て物品を購求する者終に之を負擔せざる可らざる實ある

を以てあり

第六章 利潤税を論ず

平等利潤税は其負擔全く利潤に歸す 利潤税重苛ある時は資本減少す 平等利潤税は理論上最も公平なるも實地に行ふべからず 特別利潤税の弊害 農業の利潤に賦課したる租税の地料に及ぼす影響

利潤税の種類

地料税の得失既に論じられたれば今や資本の報酬たる利潤に賦課する租税の影響を講究すべし夫れ利潤税に二種の別あり即ち平等税特別税是なり平等利潤税とは各種の利潤に平等均一の租税を賦課するものを云ひ特別利潤税とは特種の利潤に賦課するものを云ふ而して二者各利害を異にし影響を同ふせず

平等利潤税の影響

工業及び商業に従事する者の収入する利潤に賦課する租税にして其負擔平等なる時の利潤全く其負擔を負ひ之を他に移すを得ざるなり

今若し五分或ハ一割の利潤税を農業家に課し又同一の租税を製造人商賈船主其他資本若クハ勞力を使用する者に課し毫も遺漏なからしめば租税の負擔に苦む者業を轉じて之を免れんと欲するも得べからず資本を甲業より轉じて乙業に移すも均しく租税を課せらるればあり故に是の如き租税設令課せらるゝあるも資本爲に一部の事業より他の産業に移ると亦く隨て租税の負擔ハ専ら利潤に墮落し他に影響を及ぼすことある可らず而して又この利潤税ハ物品の需給に變動を及ぼさず其價銀を高低せしむること無けん蓋し其影響單に利潤に及ぼし資本に及ぼさず資本の生産力爲に減少すること無きを以てなり惟ふに彼の利潤を收入して生計を營むものゝ如きハ利潤税賦課の爲に多少其購買力を減ずることおしとせざるも利潤税を收入する政府及官吏の購買力の爲に多少の増加を爲すに至る可きを以て社會全般の需用に至りては毫も従前と異なる所無る可し因是觀之平等ある利

潤税の資本に影響を及ぼさず購買力を減少せず隨て物價に變動を及ぼさざるや明かなりといふ可きなり
 以上開陳したる所に依りて之を觀れば平等利潤税の各種利潤の割合を減少するもの亦れども其減少の度の各種均一にして徑庭なきを知るべし然而して資本増殖の度の利潤の割合に應ずるものにして利潤多ければ資本の増殖大に利潤少ければ資本の増殖亦小あるを以て若し利潤税にして漸く重苛を致し勉強と節儉とを以て之を償ふ能はざるに至れば資本の増殖既往の如く大あらざる可く人口の増加亦爲に遅緩なるに至る可し

平等利潤税は
 實地に行ひ難し

右に説く所の利潤税の影響は其負擔各種平等あるの場合に限るものなり然り而して利潤税をして平等均一ならしむるの事たる言ふべくして行ふべからず夫れ各種事業の利潤を計算して明かに其額を知らんとは固と難事に屬し身自ら其業に従事する者と雖も之を詳にする

者幾んど稀なり左れば利潤税を課するに當りて課税の根據を定るものも固と是れ假定に外ならず精密の計算を遂げたるものにあらざるあり是を以て設令平等の利潤税を課するあるも事業を計畫して失敗を取れる者の負擔特に重く其成功したる者の負擔却て輕きに至るの結果を生ずべし例へば壹萬圓の資本を以て營める事業の利潤を一ヶ年壹千圓と假定し之に一割の平等税を課するとせば壹萬圓の資本を以て營める各事業は均しく壹百圓の租税を出さざるを得ず而して甲は政府の推測したるが如く壹千圓の利潤を收むるを得乙は僅に五百圓を收めたりとせんか即ち甲は壹千圓の利潤に對して壹百圓の租税を出さざるを得ず言を出し乙は五百圓の利潤に對して壹百圓の租税を出さざるを得ず言を換て之を云へば事業の成功をなしたる甲は一割の租税を負擔し其失敗を爲せる乙は二割の租税を負擔するものあり之を要するに利潤は到底精密なる計算をなす能はざるものなれば租税の事を講究する

者單に平等利潤税の影響如何を究めたる後に於て之を實地に行は
大に過つとなしと速了すべからず平等利潤税は理論上最も公平なる
が如きも之を實地に施す能はざると須臾も忘るべからず

特別利潤税の
影響

然り而して課税の割合を異にして利潤に課税する時の其影響大に同
じからず不平等の利潤税の早晚必ず價銀を騰貴せしむるものにして
其負擔永く生産者の負ふ所とならず遂に消費者に移すべし例へば一
割の利潤を特に靴師に賦課せんか暫時にして靴の價銀騰貴し之を購
求する者遂に其負擔を被むるに至るべし蓋し租税を賦課せられたる
當初に在ては靴師の利潤の他の産業に従事する者の利潤に比して遙
に少なかるべしと雖も靴師亦た永く此地位を以て満足す可きにあら
ず次第に他の業に轉じて世間普通の利潤を收めんとを勉むべし斯の
如くにして靴の供給大に減じ價銀漸く騰貴して又資本を注みて此業
を營むる世間普通の利潤を收むるを得るに至るべし因是觀之生産者

の特別利潤税の賦課に遇ふも其物品の價銀を騰貴せしめ消費者をし
て租税の負擔に當らしむるに至るべきあり若し利潤税にして平等税
ならしめば生産者其價銀を騰貴せしむるを得ず隨て租税の負擔を免
るゝ能はず一種の工業若くは商業の利潤に負擔する租税の遂に消費
者の負擔に歸すると既に論ずる所の如しと雖も未だ必ずしも常に然
りと云ふべからず何と云へば物品の價銀騰貴するに隨ふて需要漸く
減少し生産者損害を被むるを免れざれば前例の如く一割の租税を
特に靴師の利潤に課するとせんか靴の價銀幾分の騰貴を致すを以て
從來靴を穿てる者今や之を購ふ能はず更に草履若くは木履を代用す
る者あるに至るべし果して然らば靴師勢ひ損害を被むり租税の負擔
を免るゝ能はざるあり是の時に當りて靴師若し其勞力を省き製造の
入費を減じ得べき發明を爲すか或は大に自家の費用を節約して價銀
の騰貴を要せざるに至るあらば或は轉業の要を免かるべしと雖ども

特別利潤税は必ずしも負擔を消費者に歸して毫も生産者に損害を被むらしむるものにあらずと爲すが如きの未だ盡くせりと云ふべからず

特別利潤税にして漸く重苛を致さば生産者其業を轉じて其負擔を免れ物品の供給大に減じて價銀騰貴するに及び消費者其負擔を被むるに至ると疑ふべからざるが如きも所謂轉業あるものゝ容易に爲し得べき事にあらず一事業に放下したる資本と之に慣れたる勞力とを移して之を他の事業に用ゐんと一朝一夕の得て爲す所にあらざるあり故に租税の爲に徒らに資本を費し空しく勞力を費すと往々にして之れあり且つや固定資本の如きの俄に動す能はざるものなれば之に課する利潤税の生産者を苦むる最も甚だしく生産者遂に其負擔を免るゝ能はざると屢々之れあり之を要するに富と人口と日に増し月に殖ゆるの社會にありては物品の需要俄に減せず生産者の資本亦た綽々

利潤税と地料の關係

(按)李嘉アトオ (Ricardo) は英國經濟學者地料論を著して名を世に識らる

李嘉アトオの

として餘裕あるが故に特別利潤税の害未だ甚だしきに至らざれども國力微弱にして資本乏しき社會にありては其害殆んど名狀すべからざるものあり

扱て平等利潤税を行ふに當り其農業の利潤に課したる租税と地料との關係は如何惟ふに此場合に於ては利潤税は毫も影響を地料に及ぼさざるからん蓋し農業に従事する者にして他の生産者と均しく其利潤に課税せらるゝあるも之れが爲に其資本を他に移さざるや必せり而して地料あるものは固と利潤と全く其性質を異にするが故に利潤税如何に重苛あるも其負擔を地料に及ぼすと能はざるや知るべきなり然れども李嘉アトオは嘗て説を爲して曰く農業に課する利潤税にして平等ならず特別税ならしめば之れが爲に地料大に増加して地主の幸福焉より大なるは莫し蓋し農業の利潤税にして重苛ならしめば最下田を耕す者其資本を他に移すべし最下田を耕す者其資本を他に

移さんか農産物の供給大に減ずべし農産物の供給減ぜんか其價銀遂に騰貴すべし左れば其負擔消費者に墮落するに外ならず然り而して農産物價銀の騰貴は獨り最下田の生産にのみ限るにわらず中田上田の産亦た均しく騰貴するものたり此故に最下田の耕作を中止せしめざる農産物價銀の騰貴は他の田地の地料を増加せしむべき原因ありと云はざるべからず一例を擧げて之を説んに茲に同額ある五株の資本ありと假定し之を五種の田地に放下して一百石九十石八十石七十石及び六十石の收穫を得るとかし此收穫より拂ふべき地料を石數に積り四十石三十石二十石十石となし地料を拂はざる最下田の地主を満足せしむべき穀物の價銀を一石五圓となさん然れば最上田の地料は二百圓に相當し次は一百五十圓次は一百圓次は五十圓に相當すべし而して今や政府特別利潤税を賦課したるが爲に最下田の地主は一石を六圓に需がずんば其勞力の賃銀と資本の利潤とを償ふに足らざ

るに至れりと假想せよ於是乎最上田の地料は二百四十圓に上り次は一百八十圓次は一百二十圓次は六十圓に上るべきあり因是觀之農業の利潤に特別税を課するよりして地主の利する所豈尠少なりとせんやと

右は略陳したる李カアドオの説の其立論の始に於て二個の假定をさせるものあり第一は租税の爲は價銀騰貴するも毫も消費を減ずるとかしと假定し第二は外國の穀物に輸入税を課し内地の農夫と相競争するを得せしめざらしむることを假定せり惟ふも此二個の假定の中其第一は全く根據なきものと論斷せざるを得ず蓋し價銀騰貴すれば消費必ず減ぜざるを得ず地主の價銀の騰貴に依りて多少の利益を占むるを得るも需要の減少と耕作の衰頽とを依りて幾分の損失を被むらざるを得ざるなり而して此租税の爲は土地は資本を費すの念大に減じ土地荒廢して地主の損失を來すや明かあり第二の假定は或は成立

つべき場合なきよらざれども若し外國の穀物として自由輸入せらるゝあらば穀物の一部の租税の負擔を被むらざるが故に其價銀を騰貴せしむるを要せず隨て穀物一般の價銀租税の割合に應じて騰貴せざるべきを以て未だ必ずしも地主を利するものと云ふべからず否斯の如き場合よ於ては最下田を耕す者勢ひ其業を擲たざるを得ざるが故に地料の却て低落するの虞あるべし因是觀之農業の利潤に特別税を課するの場合よ於ては外國より輸入する穀物も同一の課税を爲すよあらずんば地主の利する所なきや明かあり

第七章 貨銀税を論ず

貨銀税は貨銀先づ之を負擔し然る後利潤に及ぼす 貨銀税の負擔は必らずしも利潤に及ぼさず永く勞力者の負擔に歸す 貨銀税の弊害 貨銀税の影響は常に同じからず 貨銀税の不可なる所以 貨銀税は間接に課すべし

貨銀税の影響

勞力者の報酬たる貨銀に向て課税する時は其影響果して如何請ふ之を講究せん夫れ貨銀税を賦課せられたる始に方りてや貨銀全く之を負擔せざるべからず然れども次第に貨銀を騰貴して遂に其負擔を利潤に移すべし蓋し人々各個の貨銀は姑く措き勞力者大衆の貨銀は自然に定まりたるものとす自然の貨銀とは何ぞや曰く勞力者其生計を營むに必要缺くべからざる額是なり之を詳言すれば仰ひて父母の必要品を支ふるに足り伏して自己の必要品及び妻子の必要品を支ふるに足り過不及なく餘不足なきもの則ち是れ自然の貨銀なり此故に租

税を賦課せられざる以前にありては勞力者其生計を營むを得たるも
 今や租税の爲に貸銀の幾分を吸收せられて其購買力大に減じ衣は以
 て身を纏ふに足らず食は以て腹を満すに足らず住は以て風雨を凌ぐ
 に足らず一家舉て飢寒窮の慘狀に浸淪せん於是乎麻ルサスの所謂
 實制豫防制の行はるゝありて人口大に減ぜん人口大に減じて勞力者
 亦た大に減ぜん然り而して勞力者の供給斯の如く減じたるにも拘ら
 ず勞力を使用するの事業は依然變動せざるべきを以て勞力の需要前
 に異ならざるが故に勢ひ貸銀を騰貴せざるを得ず因是觀之貸銀税の
 負擔は貸銀先づ之を被むり後ち遂に利潤に墮落するや明かあり

因に麻ルサスの所謂實制豫防制とい如何なるものなるやを略述す
 べし實制とい或は食物の乏しくして餓死し或は兵亂の爲に戦死し
 或は惡疫の爲に病死し生者滅亡して其繁殖を妨害するを云ふ而し
 て此三者の中最も勢力あるものを食物の缺乏となす何とされば人

類の繁殖力の頗る大あるが故に設令戰亂或は惡疫の爲に幾千萬の
 生靈徒然として北邙一片の塵と化するとあるも若し生存者をして
 天然の速力を以て人口を繁殖せしめば須臾にして其缺を補ふべけ
 ればなり唯夫れ食物の缺乏は人口の進路を遮るの關門にして人力
 の得て破るべからざるものあり豫防制とい同類を繁殖せずして人
 口の増加を妨ぐるを云ふ其類に三あり第一子を設くるも之を養育
 するの道亦からんとを恐れて情を制するもの第二子を設くるや之
 を養育するの資力亦きにあらざれども爲に其生計上の地位を墮さ
 んとを慮りて情を制するもの第三子を設くるや之を養育するの資
 力亦きにあらざ又爲に生計上の地位を墮さんとを恐るゝにもあら
 ず唯其地位を改進する能はざるを憂へて情を制するもの是なり
 扱て斯の如く貸銀税の負擔の遂に利潤に墮落するものなりと雖も未
 だ必ずしも然らず勞力者生計の程度を低落し永く貸銀の負擔に歸す

るものとす今世界各土に接息する人類の生計を通覽するに其間種々の等差ありて存す或は米を食する者もあれば麥を食する者もあり或は粟を食する者もあれば芋を食する者もあり又去月に在りては粟を食せし者も今月の芋を食ふ者あり昨年に在りては米を食せし者も今年に麥を食ふ者あり皆に之れのみならず同一の地方に於て又同一の時代に於ても或は米を食する者あり或は麥を食する者あり或は粟を食ふ者あり或は芋を食ふ者あり是を以て之を見れば人類あるものは設令其食物の性質を粗悪にするも未だ必ずしも死するものにあらざ又其分量を減ずるも未だ必ずしも生活を能くせざるにあらざるあり左れば賃銀税を賦課せられたるが爲に勞力者生計の困難を來すや言を待たずと雖も其生計の程度を低ふし以前に米を食ひし者は今や麥を食ひ以前に粟を食せし者は今や芋を食し以前に五合を食せし者は今や四合を食して尙ほ生計を營むべし此故に賃銀税を課するも容易

に實制の行はるべきものにあらざ又夫の豫防制は之を行はんと人情の難しとする所あるを以て大に人口の繁殖を制限し勞力の供給を減じ賃銀の騰貴を來すと能はず賃銀の騰貴を來す能はずんば租税の負擔を轉じて利潤に移すと能はず賃銀永く之を負擔せざるべからざるなり

夫れ租税を賃銀に賦課する時は賃銀の割合を減少すると明かあり此時に當りて若し大に勞力の供給を減少するを得ば忽ち賃銀の減少を恢復すべしと雖も既に論する如く勞力の供給は賃銀の減少に隨ふて直に減少するものにあらざ若し賃銀の減少にして非常に急激なる場合に於ては爲に大に實制の行はるゝありて死亡を増し出産を減じ勞力の供給を減ずるとあらんも賃銀の減少通常のものある時は容易に影響を之に及ぼさず故に勞力の需要減ずるあるも其供給は俄に減ずるに至らざるべし是を以て賃銀の減少は遂に勞力者の數を減じて生

貸銀税の影響

計の程度を維持せしむるの傾向なきにあらざれども斯の如き影響を生ずるに至るに決して一朝一夕の事にあらざれば貸銀の減少の勞力者生計の程度を低落せしめ其風俗を野鄙からしむるの傾あり蓋し貸銀減少するか或の必要品の價銀騰貴するあらば勞力者の勢ひ節儉せざるを得ず而して其始や多少の苦痛を感すべきも次第に之に慣れ所謂習性となりて其地位に甘んじ自ら顧みて人口の繁殖を豫防することをなさず貸銀自然の割合永遠に減少して復た之を騰貴せしむるの期なきに至るべし之を要するに貸銀の減少の勞力者を害すると甚だしく其弊や勞力者生計の程度を低落せしめ其風俗を野鄙からしむるにあり勞力者にして一たび生計の程度を低落するの習慣を生ずる以上の再び之を回復するの勇氣なく道徳上の制限益々亂れ人口の繁殖止まる所なく遂に溝壑に顛轉するの慘狀を呈するに至るべし

貸銀税の影響の概ね以上論述したる所の如し然れども是れ唯一般に

の常に同じからず

邦國の形勢によりて影響を異にする所以

汎論したるのみ其影響常に必ず斯の如くなるにあらざり或の邦國の形勢により或の勞力の種類により或の政府が貸銀税を使用する方法如何によりて大に其影響を異にすべし請ふ其然る所以を説かん夫れ疑々乎日に開け月に進むの社會に在りて殊に新創の邦國に在りての貸銀に課する租税の負擔常に勞力者に歸して毫も他に及ぼすとあかるべし何となれば斯の如き場合に在りて租税の爲に多少貸銀を減少するとあるも其國の貸銀の固と勞力者生計の程度に依りて定められたるものにわらず率る資本の増加によりて低落を致さずといふの有様なるが故に彼の貸銀低落の最下點なる生計の程度に影響を及ぼすに至らざればなり之に反して退歩の傾向ある社會或の然らざるも進歩の傾向甚だ微々たるの社會即ち舊國に在りての勞力者の貸銀の勞力者生計の程度によりて定めらるゝものなれば之に課する租税の一時勞力者の負擔する所とあるべしと雖も租税漸く重きを加へ生計の程

労力の種類に
よりて影響を
異にする所以

度將に低下せんとするの時に及んで其負擔勢ひ他に移らざるを得ず否らざれば勞力者生計の程度を低下するに至るべきなり
賃銀税の影響の通常勞力と多年の練磨を要する高等勞力との差別によりて大に異なる所あり蓋し高等勞力の一般勞力の競争の範圍外にあればなり今現時の有様を観察するに高等勞力の通常勞力に比して賃銀の多額あるの勿論割合上より之を論ずれば遙に超過するが如し左れば高等勞力に向ひて課税するも其負擔常に勞力者其人に歸して毫も他に及ぼさざるべし何となれば高等勞力者賃銀の割合の固と過度あるを以て多少の租税の之に課せらるゝあるも其通常勞力に對する比例の猶ほ過度あるべく設合過度ならずとするも之より減少するにに至らざればなり

凡そ勞働者流の賃銀の口數若くは時間を以て定めたるか將た職業によりて定めたるかの二者に在り彼の家内に使役する所の婢僕の様

多くの時間を以て其賃銀を定めたるものなり是を以て世人或は之に慣れ職業によりて賃銀を定むるの習慣あるを顧みざるが如しと雖も勞働者流にして時間を以て賃銀を定めず其職業によりて之を定むるもの又頗る多し今此二種の賃銀に賦課せんに其影響各同じからず蓋し時間を以て賃銀を定めたる勞力者の租税の負擔を軽減するの術なく到底生計の程度を低下するを免れずと雖も職業によりて賃銀を定めたる勞力者は勤勉を増して租税の損失を償ひ生計を下すの患を免るゝを得べし例へば茲に通常の勞働を爲して一日三十錢ツ、の賃銀を受くる勞力者ありとせん而して一切此賃銀に向ひて一割の租税を課せらるゝに至れりとせん此時に當りて勞力者は租税の爲に日々三錢ツ、の損失を被むると雖も一層の勉強をなして三十三錢の賃銀を得ると敢て難からず是を以て能く其負擔に堪ゆるとを得べきなり凡そ賃銀の減少如何なる原因より來るとあるも未だ甚しきに至らずし

て止まらば職業によりて賃銀を定むる勞力者を挫折するに至らず却て其氣力を増し輕便の方法を發明して能く生計を維持すべし所謂賃銀税の如きも此種の勞働者に同一の影響を及ぼすものにして若し其負擔重苛に過ぐるとなれば勞働者の節儉と勤勞との習慣を養成するの好結果を呈せん

須ミツス嘗て勞働者流を目して政府の收入を助くると少なきものありと云へり李カアドオ亦氏と説を同ふす惟ふに二氏の説や未だ當れりと云ふべからず若し二氏の説にして主人の家に住居する勞力者に限るものならしめば或は穩當からんも獨立の勞力者に就ても同一の説を爲すとあらば大に誤れりと云はざるべからず夫れ時間を以て賃銀を定めたる勞力者は職業によりて之を定めたる勞力者の如く勉強の度を増して賃銀を多くし以て租税の損失を償ふ能はずと雖も尙ほ節儉によりて負擔に堪へ租税を政府に納るゝとわり彼の職業によつ

賃銀を使用する方法如何によりて影響を異にする所以

て賃銀を定むる勞力者は能く租税の負擔に堪ゆるものにして其人頗る多く各種の工業は概ね此種の勞力者の手に成るものあり故にその政府の收入を助くると決して尠なりといふべからず是等勞力者の消費する物品の租税にして重苛なるに至るとおければ彼輩勉強の度を増して其負擔に堪ゆるを得るや敢て疑を容れず果して此種の勞働者流にして節儉と勉強とを以て租税の負擔に堪ゆるを得るとせば政府收入の一部は是等勞働者の手に出づるものたるや明かなり夫の烟草、酒、茶等に課する租税の如き其影響を勞働者の賃銀に及ぼせると甚だ稀なる所以のものは何ぞや他なし是等物品の租税は之を嗜む者舊に比して一層の勉強を爲し以て租税を拂へばなり

賃銀税の影響は上來論述したる所に止まらず其租税を使用する方法如何によりて亦大に其影響を異にするものとす今政府一割の租税を賃銀に賦課せりと假定せんか此賃銀税は勞力を使用する者より徴收

するにあらざりて労働者より直に徴収するものなれば其負擔全く労働者に歸せざるべからず而して政府軍備を擴張し兵士若くは水夫を雇ふが爲に此租税を費したりとせんか則ち労働者は此租税の爲に貸銀の損失を被むらざるべし何となれば政府は此租税を以て労働者を購求するが故に労働者の需要爲に増加し貸銀亦騰貴して遂に労働者の損失を償ふべければなり今一國の労働者毎年二百萬圓の貸銀を受くると假定し政府軍備を擴張するが爲に一割の貸銀税を賦課するとせば其税額は二十萬圓なり政府此二十萬圓を以て労働者を購求し資本家亦従前と同額の資本を以て労働者を需要せば資本の分量前に比して二拾萬圓の多きを致し労働者の需要前に比して一割の増加を爲せるが故に貸銀も亦其割合に應じて騰貴すべきは理の當然なり然れども政府若し此租税を以て新に労働者を購求せず従來使雇したる官吏の俸給を増加するが如きあらば其影響大に之と異ならざるを得ず則ち斯の如き場合

に於ては労働者の需要固より増加せざるべし尤も俸給を増加せられたる官吏の其購買力を増し従前よりも労働者の生産を需要すると多かるべしと雖も必ずしも然らず労働者の租税の爲に其所得を減じ隨て節儉を行はざるべからざるに至れるが故に國家の需要の全般に於て増加したりと云ふ可らず左れば労働者の全く其租税を負擔せざるべからざるなり然り而して此場合に於ても貸銀税の負擔悉く労働者に歸するものなりと斷言すべからず斯の如き租税の初めて賦課せらるゝに當てや大に労働者の愉快を減じ且つ之をして衣食を節儉せしむべしと雖も婚姻の期之れが爲に漸く後れ死亡の割合漸く増し遂に労働者の數を減じて貸銀爲に騰貴し租税の負擔資本家に歸するに至るべし

然りと雖も既に論じたる如く労働者の容易に婚姻の期を後らし若くは其他の手段を用ひて上陳の如き貸銀の騰貴を來し得るものにあら

貸銀税賦課の最良法

ず實に勞力者の大跡の斯の如き節儉を爲すの勇氣なく次第に其生計の度を低ふし遂に貸銀をして永遠に低落せしむるもの之斯の如く人民の大跡をして生計の程度を低下せしむるの租税の之を賦課せざるを以て策の得たるものとせず余の此單一の理由よりして勞力購求に使用せざる直接の貸銀税の最も不當の租税ありと斷言せざるを得ざるなり然り而して貸銀税を以て勞力を購求する場合に於ても多少の弊害を生ずるを免れず蓋し勞力者の租税の爲す其貸銀の減ずるを見るを得るも政府勞力を購求して租税再び勞力者の手より歸るを曉る能はず故に斯の如き租税と雖も勞力者の怨望を招くことなきにあらざる之左れば貸銀に租税を課するに當ては直接に勞力者に課せずして間接に之に課税するに若くはなし即ち直接に資本家をして其負擔を負はしむるを善しとなす直接に資本家に課税して間接に勞力者に課税するも勞力者は之が爲に利益を得るにあらざると雖も租税の影響間接

あるが故に彼輩之を曉る能はず徒らに政府を怨望するとかからん

第八章 財産税及び所得税を論ず

財産税の實行し難き所以 特殊の財産に課税するの不公平なる所以 所得税の財産税に優る所以 所得税を課するに必要なる事項 所得税は理論上公平あるも實際上不平等ある所以

租税は財産に賦課すべきか將た所得に賦課すべきかの問題に就ては學者往々説を異にすど雖も余は斷じて所得税を以て財産税に優れりとす蓋し所得税を賦課せんとするに當りて各人の所得を調査するは頗る困難なりと雖も財産を調査して之に課税するの困難に比すれば遙に少なし今假に農家の財産に課税するとせんか其額を計算するに當り一見毫も困難なきが如く見ゆるにも拘らず實際に於ては殆んど爲し難き事に近し今其困難ある理由の二三を示さん第一物品の

各人の財産を計算するの難き所以

價格を定むるに當り課税者往々見込を異にすることあるとあるべし
 第二財産の中に計入すべきものと計入すべからざるものとの差別を
 亦すに由なかるべし例へば今農家の田地を財産と見做して課税する
 に當り其田地に生じたる穀物の如きハ財産の一部に計入せざるべか
 らずと雖も如何なる期節に於て計入するを適當と亦すか春に於て之
 を亦すべきか將た秋に於て之を亦すべきか且つ農夫若し肥料を田地
 に費したりとなさんが爲に田地生産力を増進したるや論を俟たず此
 増進したる生産力の財産の中に計入して課税すべきか將た課税すべ
 からざるか若し之を計算すると爲さば如何なして計算す可きか假に
 一步を譲りて是等の困難ハ悉く之を脱却し得べきものと亦すも農家
 の負債ハ如何に之を處置すべきか惟ふに負債ハ之を資本の額より除
 き去らざるべからず資本の額より之を除き去らんか農夫ハ詐偽を恣
 にし租税の負擔を脱するを得べし左れば農家の財産に課税するの困

財産税の不公
 平なる所以

難なると知るべきなり今又商家の財産を計算するに當りても同一の
 困難路に横たるあり夫の商家の有する帳簿の如きハ其登記する所固
 より信を置くに足らず故に之を以て課税の根基と亦すべからず否ら
 ずんば詐偽百出するを免るゝ能はざるなり
 各人の財産を計算するの難き實に斯の如し今假に之を爲し得べきも
 のとなすも財産税を實地に施行するに於てハ大なる不公平を來すべ
 し夫れ租税の負擔を平等とせしめんと欲せば單に財産の額にのみ據
 るべからず財産の生産力も亦之を顧みるを要す例へば茲に甲乙二人
 の財産所有者あり甲ハ一ヶ年五百圓の收入ある田地若くハ家屋を有
 し乙も亦同一の收入を生ずべき財産を所有するとあらんに甲の借地
 人若くハ借家人ハ其地料若くハ家賃を拂ふを怠らずと雖も乙の借地
 人若くハ借家人ハ懶惰にして屢之を拂ふを怠るとありとせん今政府
 財産税を課するに當りて甲乙同一の税額を徴收するとあらば其間非

常の不公平を發生すべし左れば唯に財産の額に應じて課税し毫も其生産力を問はずんば忽ち負擔平等の主義に背馳すべきなり財産税の弊害豈唯之に止まらんや夫の所得税の如きハ所得の額を隱匿するの惡弊を醸すと殆んど避くべからざるものなりと雖も之れが爲す資本の減少を來すの憂あし之に反して財産税の額をして資本の運用を減少せしむるの弊あり蓋し財産税を賦課せらるゝに當り多額の資本を用ひて工業に従事するとあらば政府の直に其資本を以て財産と見做し之に課税するが故に人民其負擔に堪へず成るべく小額の資本を以て業を營み負擔を免れんとを勉むべし夫の佛國の「マイユ」税の如きは非常の損害を國家に被むらしめたるを歴々として史乘に明かなり今日英國産業の旺盛あると字内多く其比を見ずと雖も若し英國政府にして此種の租税を賦課するの拙策を採りしからば其工業農業決して今日の如く進歩をみざりしあるべし

財産を限りて
課税するの不公平なる所以

以上説論したる所によりて見れば各人の所有する財産の所有者租税の負擔に堪ゆべき標準とあすに足らず假に之を以て其標準となすに足るべきものとするも社會各人の所有する財産を計算して毫末過誤なからざらんと頗る難く且其計算毫も過誤あしとするも之を以て課税の根基となすの策の得たるものにあらざるあり之を要するに財産の多寡に應じて賦課する租税の最も負擔平等の原則に背馳したるものにして又産業を害すると尠少なざるが故に到底好結果を收むると難しと云ひざるべからず

然れども財産に課税せんことを主張する論者は財産の種類如何を問はず總て租税を賦課すべしと主張するにあらざり土地家屋若くは公債證書の如き財産も限りて課税せんと主張するに外あらざるべしと雖も斯の如く課税の範圍を限らば之よりして不公平の發生するなきを保つべからず例へば茲に同類の財産を所有する二人ありて其一人は

土地を所有し他の一人は船舶を所有するとせんに土地を所有する者は固より租税の負擔を免るゝ能はず然るに船舶を所有する者は乃ち之を免るゝを得べし是れ豈負擔平等の原則に協ふものやらんや然れども論者或は説を爲して曰はん二人の財産其額同じきも土地と船舶とは固と大に其性質を異にす夫れ船舶は忽にして破壊すべきものありと雖も土地は永遠に傳ふるを得べきものなり是を以て土地に課税するも所有主に損失を來すとあらず負擔平等の原則に支吾するとなしと此説や或は一理あるが如きも然らず抑も土地は永遠持久の性質を帶ふるものにして船舶は一時暫且の性質を有するものなると論者の言ふ所の如しと雖も船舶の報酬は土地の報酬に比して遙に多額なるを以て土地を所有する者は船舶を所有する者よりも多額の利潤を得るが故に地主は能く租税の負擔に堪ゆべしと云ふが如きは事實に背くの論なり船舶に放下したる資本は暫時にして消耗するも其利潤

所得税の財産

頗る多きが故に船主は之を蓄積して以て再び新船を調製するを得べし之を要するに地主を以て特別の利益ある者と思惟するの論者は貴族若くは豪族等が數百頃の田地を有して其富豪に誇るを見地主は皆特別の利益を得るが故に斯の如くそれ富豪なりと誤認したるに過ぎず夫れ二三四五の豪農の數百頃の田地を有して其富豪に誇るを得ると雖も地主全般よりして之を云へば其地主が實に特別の利益を得ざるのみならず却て工業者流よりも利益少なきものゝ亞アサア耶ング管て里ソコルソ州の状況を述べて曰く地主の小なるものゝ殆んど黑人に等し其生計の度彼の救貧院内の貧民に劣れりと左れば地主の特別の利益を收むる能はず隨て特別の負擔に堪ふる能はざるや明かか所得税の之れを財産税に比すれば不便大に少あしと雖も又全く弊害なきにあらず故に止むを得ざるの場合にあらずんば賦課せざるを以て善しとあす夫れ財産なるものゝ報酬を其所有者に致さるること屢

税に優る所以

之れあり是れ獨り坐食者の財産に限らず工業の資本たる財産と雖も利潤を生ぜざると屢なりとす是等の場合に於て財産税を賦課するあらば之を所有する者必ず其負擔に堪へざるべし今若し之に換ふるに所得税を以てせば不幸の資本家の其負擔を免るゝを得べし蓋し資本家の所得の利潤あり利潤を收め得ざりし時の即ち所得なきの時あり所得なき時の之に向ひて所得税を課する能はざればあり

所得税を賦課するに必要なる事項三あり

第一一般人民の必要物を購ふに缺くべからざる額を定めて課税の最下點と爲し是より以下の所得の總て免税すべし蓋し必要物を購ふに缺くべからざる所得に課税する時の貧民をして益々貧困を極めしむべければなり

第二課税の最下點を定め其以下の所得を免税したる以上の自餘の所得の總て同一の比例を以て課税すべし蓋し租税を賦課するの要の負

所得税を課するに必要なる事項

擔を平等からしむるに在り負擔を平等からしめんに比例税に據るに若くはし

第三各人の所得中貯蓄に屬すべき部分の免税するを要す若し之を免税するを得ざるの場合に於ては生涯の所得即ち暫時の所得の相續せる所得即ち永久の所得よりも課税の割合を低ふすべし且つ收納額常に變じ毫も一定せざる所得の甚だ危険のものあれば多少の酌量を要す

右に開陳したる三事項に注意して賦課する所の所得税の諸税中最も當を得たるものと謂ふべきなり然れども所得税にして公平ある賦課法と相伴はずんば決して租税の負擔を平等からしむる能はず之を要するに所得税の理論上最も公平あるも實際上頗る不平等なるものと謂ふべし蓋し所得税を賦課するに當り途に横はるの困難二あり曰く各人の所得額を確定する能はざる困難曰く所得額確定するも所得の

所得税を課するの困難

第一の困難

種類同じからざるが故に負擔を平等になす能はざる困難是れなり左に之を詳論せん

所得税賦課の途に横たゐる第一の困難は敢て多言を要せず土地家屋公債證書等より生ずる所の所得の容易に確定するを得べきも農夫製造家商人及び其他の雑業者が得る所の所得の殆んど確知すべき標準なしと云はざるべからず或は説を爲す者あり曰く人情の富を顯はし貧を隠すを常とす故に租税の負擔を恐れて其所得額を隠匿するが如きは多く之れあるべからずと此説や強ち理なきにあらず彌々嘗て英國の國情に就て論じて曰へらく英國の人民は其所得を隠す者にあらず寧ろ其所得の多きを示し富豪に誇るの傾あり故に英國に於て所得税を賦課するも毫も困難を覺へずと斯の如き國に於ては論者の説當れり然りと雖も所得の額を隠匿すると隠匿せざるとは職として租税の重苛あると重苛ならざるとに因らずんばあらず若し租税にして重

苛なれば人情如何に富豪を誇るを常とあすも所得額を隠匿するの事之れ無しと云ふべからず且つや世間多數の人自家の損失を顧みず富豪に誇るを常とするものなりと云ふの論旨の如きは未だ事情を究めざるの説と云はざるべからず夫れ損を避け利を追ふは世間多數の人情なり故に租税の負擔設令輕しとすも尙ほ且つ所得を隠匿する者なしと云ふべからず今此弊害を避けんと欲して納税者に誓言をなさしめ或は收税吏の見込によりて所得額を定めしむる事あるも此方法亦た弊害なき能はず若し納税者の誓言を信じて所得額を定めば誠意道徳を重んずるの雅重苛ある負擔を被むり詐偽を事とするの徒其負擔を免るゝを得べきなり又若し收税吏の見込によりて所得額を定めるとせん乎其弊害更に著しきものあらん蓋し收税吏にして公明正大の心を以て之に當るも公平に其額を定むると到底望むべからず况んや偏頗の心を以てするに於てあやされば此方法は賄賂公行の媒助た

第二の困難

るに過ぎざるあり嗚呼人々の所得額を確定すると亦難ひ哉
 今假に所得額を確定すること困難ならずと亦すも猶ほ所得税を公平
 に賦課する能はざるものあり夫れ租税は平等に賦課するを以て主意
 と亦すものあれば所得の性質如何を問はず總て之に課税して免るゝ
 者亦からしめざるべからざるや論を俟たずと雖も各種の所得に同一
 の割合を以て課税せば必ず不平等の其間に發生するとなしと云ふべ
 からず例へば代言人醫師及び僧侶の所得の如き地主製造家等の所得
 と同一の割合を以て課税すべき乎人或は二種の所得の間に異同ある
 と亦しと稱し代言人若くは醫師の負擔にして地主製造家等の負擔よ
 りも輕きとあらば遂に代言人若くは醫師の數を増すに至るべしと主
 張する者あれども是れ未だ實情を究めざるの論にして地主製造家の
 所得の代言人醫師の所得と大に其性質を異にし随つて負擔に堪ゆる
 の度も大に同じからざるを顧みざるの説あり夫れ地主製造家等の所

得の永遠持久の性質を有する資本より生ずるものにして代言人醫師
 等の所得の其性命と健康とに因るものなれば設令所得の額同じきも
 負擔に堪ゆるの度の大に異ならざるを得ざるなり斯の如く所得の額
 同じきも其性質の異なるに隨ひ負擔に堪ゆるの度一様ならずとせば
 所得税をして平等からしむると亦た難しと謂ふべし故に曰く所得税
 の財産税に比して遙に公平なるも猶ほ止むを得ざるの場合にあらざ
 れば賦課すべからずと

第九章 人頭税を論ず

人頭税の種類 等級人頭税の利害 人頭税は参政権の代價となすべし

人頭税賦課法の各種

人頭税を賦課するの法は時代に依り國に依りて或は簡なるあり或は密なるあり其制頗る同じからず然り而して人頭税は固き所得税に變移するの傾向あるものにして其形状も亦一ならず西洋諸國に於ては人頭税を課するに中央政府が全國より徵收すべき總額を定め之を各地方に分配し地方廳は之を人民に分賦す而して被稅者の財産に應じ又は人民の所得を推算し之に應じて賦課するもの少なからず彼の露西亞の如きは此制に據るものなり然れども此制に據るときは人頭税は其本質を失ひ最も嫌忌すべき一種の所得税となるべし何とされば被稅者は應測を以て租税を賦課せらるゝ者されば之故に政府は斯の如き人頭税を行はんよりは寧ろ公然所得税を課し相當の吏員をして

等級人頭税

之を徵收せしめば大に人民の怨望を減すべし

斯の如く人頭税を以て所得に課するものは獨り未開國の政府に於て専ら租税徵收の難易を問ひ其當否は措て論ぜざるに在り之に反して人頭税を課するに精密に被稅者の所得に基かずと雖も其所得に應じて等級を定め之に據りて租税を拂はしむるもの少なからず此法を稱して等級人頭税と云ふ英佛の歴史を見るに此法を行ひたる例甚だ多し方今合衆國の諸州に於て行ふ所のもは等級人頭税頗る多く其他普魯西及び瑞西の諸州に於て之を行ふものあり此等級人頭税の法の一理なきにあらざる蓋し被稅者の所得の到底之を精密に知ると能はずと雖も其概略を知るを得べし若し五百圓の所得を有する者あらんに此者の果して四百圓以上の所得を有するや否やを知るを得ざるべきも他の形状より推して三百圓乃至四百圓を有するあらんと推量するとの甚だ難がらざるべし又或者の一千五百圓乃至三千圓某々の一

等級人頭税の
便益

千五百圓以下の所得を有するならんと推量するとを得べし故に之に據て人民の等級を分ち其等級に應じて税率を異にす此税法の性質たる人頭税所得税の二者相混ざるものと云ふべし即ち人民が屬する所の階級を同ふすれば財産若くは所得を異にするも其拂ふ所を同ふするを以て見れば人頭税なり其推定若くは語言若くは證據によりて定めたる所得の多寡に應じて被税者の等級を異にするを以て見れば所得税なり左れば政府若し此等級人頭税を行へんと欲せば純然たる人頭税の性質若くは所得税の性質に於て孰れか一を拋棄せざるべからず則ち若し人頭税を主として其性質を失ひざらんと欲せば勉めて等級を少くすべし之に反して所得税を主とせば等級を分つと須らく多きを要す

然り而して此税法の便否如何と云ふに等級人頭税の賦課を爲すと所得税より易く殊に下民に課すると容易なりとす人民の階級を分つに

等級人頭税の
不便

種々の外形に據て之を定むるを得敢て嚴密の踪索を要せず設令階級の配賦を誤るとあるも其害は所得に比例する所の租税の如く甚しからず或は曰く直接税の中多少所得の額に應じて小所得に課するを得べきものは唯此一法あるのみ又曰く等級人頭税は人民の不平を招かず常に豫算額を收入するを得べきものあり又曰く此種の租税は國家多事財政困難の時に當りて之を増課するに易く被税者の奸詐を獎勵するの患なし一千八百五十五年五十六年並に五十九年に於て普魯西政府のクリミアの戰意太利の役の影響を被むるべきを慮り等級税所得税二割五分を増課し容易に其意を達するとを得たりと

等級人頭税に此等の便益あるや敢て疑を容れずと雖も亦不便少なからず即ち等級税収入高の増加は所得税の如く速かならず例へば普魯西等級税の収入は一千八百五十四年に於ては六百十萬圓にして一千八百六十四年に於ては七百二十萬圓を得たり而して一千八百七十五

年の豫算表に於てハ一千八百六十六年の戦勝に依て版圖を擴張せるを以て一千四十萬圓を收入すべしとあり其富民の所得に比例して課する所の所得税の收入ハ一千八百五十四年に於て僅に一百七十二萬三千五百圓同六十四年に於てハ二百六十七萬三千八百圓ありしも同七十五年の豫算に於てハ其版圖を擴張せしを以て七百萬圓あり故に等級税の收入ハ一千八百五十四年より同六十四年に至るの間に一割八分を増し同六十四年より同七十五年に至るの間に四割四分を増し所得税ハ一千八百五十四年より同六十四年に至るの間に五割五分同六十四年より同七十五年に至るの間に一倍六割一分を増加せるものなり或ハ曰く兩税の増加に斯の如き大差あるものハ租税の賦課法に由るにわらず他に原因の有るあり例ハ富の發達の上流の人民に速にして下等社會に遅し又國家の富の増加に隨つて所得税を拂ふ者を増加し等級税を拂ふ者を減少す又曰く一千八百六十四年より同七十

五年に至るの間普魯西ハ其版圖を擴張しハノーブル、ヘスカセル、ハムホルグ、フランクフォルト諸府の如き其富ハ却て舊普魯西に優る所のものを以て其有に歸せり是れ即ち所得税に斯の如き増加を現ぜし所以ありと蓋し等級税と所得税との増加に斯の如き差を致せるものハ此等の原因多少與て力あるや疑を容れずと雖も亦二税賦課法の異なるに由りて然るを致せるものあり其故ハ所得税ハ常に被稅者の所得に比例して之を課するものにして人民の富の發達と密接の關係を有するもの等級税の如く被稅者の所得と間接に相比例するものと異なる且つ政府の官吏が人民の等級を定むるに當りてハ勢ひ前年の等級に従ひて敢て上級に繰上ぐることを難んずるものなればなり此等の等級人頭税の最も不便ある所のものハ臆測無法にして官吏の私意を以て被稅者を左右するを得るに在り普魯西の如く專制政府にして國民を御するに非常の權力を有するものにあらざれば之を行ふ

人頭税は參政
權の代價とし
て課すべし

に不便を免れず普魯西と雖も近年輿論に抗すると能はずして大に等級税の法を改正し所得税の性質を有すると甚だ大ありと云ふ
等級人頭税の弊害此に止まらず尙ほ一大弊害あり即ち賦課の公平ならざる是なり此事たる等級税實施の際に於て生ずるのみならず所得の多少を問はずして徴收するを以て其主義に於て既に不公平を免れず若し大に其税を薄ふし參政權の代價として之を課するとき人心も之を厭ふと亦かるべきも普魯西の等級税の如き頗る重くして隨て弊害較著ある者あり
等級人頭税の害多くして利少なきと以上略述する所の如しと雖も其他直接税の人頭税は之を重課せざれば良税たるを得べし即ち人民をして人頭税は參政權と相離るべからざるものにして設令政府費用の全額を給せざるも其若干部は中間の納税者を用ゐずして直接下民に至るまで其義務を負担すべきものたるを知らしむるものあり亞米

利加合衆國の諸州に於ては則ち人民が參政權を有する代價として直接の人頭税を課せり宇ホルスの言ふ所に據れば合衆國に於て人口に割合ひ其富第二等に位する所の「マサチューセツ」州に於ては參政權を有する者は人頭税として毎員二弗を拂はしむと云ふ一千八百七十年該州の首府「ボストン」に於ては人口二十五萬七百にして人頭税を拂ひし者五萬四千二百四十二人あり之を課せられたるものは二十歳以上の男子にして其割合殆んど總人口の四分の一に居るを以て之を見れば該府の參政權を有するものは少なくも全數の十分の九は該税を拂ひしを知るべし又佛國に於ても數々人頭税を拂ふ者に限り參政權を許すべしと唱ふる者ありと云ふ勿論佛國に於ては數種の間接税あるを以て國民一般に皆政府の經費を補ふと雖も國民の參政權を有する者をして各々直接税を拂はしめ國家多事の時に於ては其直接税を増課するも敢て不可なる所あるべし

實際の經驗を以て之を見るに斯の如き人頭税は其徵收大不便なきが如しホーストン府に於ける人頭税の成績は右に述ぶるが如く佛國に於けるも此税の景況亦均しく其効を奏すべし蓋し佛國の市府に於ては人頭税並に動産税を課せずして入市税を課することを許すもの少なからず入市税の地方税の一種として地方より市府に輸送する物品に課する者なり其影響の海關税の輸入税と略は同じく又之を課する目的も輸入税と均しく收税主義と保護主義との二あり(此制を設くるの意の蓋し小所得を有する者の消費税の大に國費若くは地方費を補ふが故に總て直接税を免れしむるの當然なりとするに在れども又不便なきにあらざる何とされば直接税を減ずるもの間接税を増さざるを得ず加之中央政府若くは地方政府の施政上は於て各人一個の注意を薄くすべければなり余輩を以て之を見れば苟も參政の權を有して之を用ふる者の皆悉く直接税を負担せしめて可なり

人頭税を課するに國民を通じて其額を均ふせば宜く之を輕課せざるべからず何となれば勞働者流は直接税を重課するの難きを嘗て之を前章に論じたる如くなればなり然り而して人頭税を課するに當りては中央政府地方政府の經費の多少現在間接税の輕重等種々の事情を斟酌して其税率を輕重せざるべからず且夫れ人頭税の男女長幼の別なく都て之を課するを得べしと雖も斯の如きは甚だ不當にして且つ害多しと云はざるべからず何となれば家族多く殊に幼稚の家族衆多あるもの生計頗る裕ならず若し之れは悉く人頭税を負担せしむるときは益々生計の困難を來すべければかり加ふるは家族の中成年男子の外に政治上の權を有せず之は關係する能はざるが故に其一身に於て國家の負擔即ち經費の責任を當らしむべからざるなり惟ふに人頭税なる者の特は政治上の權利を有する者に限るを良とす

間接税論

第十章 總論

間接税の物品税なり 物品税の何そや 物品税の種類
 物品税の影響 平等稱價税の影響 物品税の爲に價銀騰貴
 の割合課税額を越ゆる所以 物品製造の方法に依り或は課
 税し或は課税せざる時の影響 必需品に課税するの弊害
 物品税中最も適當なるもの奢侈品に課税する税あり 物品
 税を課するに當り注意すべき諸規則

余の前篇に於て直接税に關する諸項を論究せり今や更に論歩を進め
 て間接税の諸項を講明せんとす蓋し間接税の種類一として足らずと
 雖も物品税の範圍を出づる者曾て之れあらず物品税の何そや曰く
 物品税の終り消費者に負擔せしむ可き目的を以て生産者若くは生
 産者と消費者との中間に在る運搬者若くは販賣者に課する所の租税

物品税

物品税の種類

物品税の影響

なり而して彼の直る物品の消費者に課する家屋税馬車税の如き亦た
 物品税と稱するを得へきも是等の諸税の他の物品税の如く間接税に
 非ず固く直接税の部門に屬すべきものなれり今姑く之を省けり
 物品に課税する方法頗る多し或は生産に賦課するあり或は外國より
 輸入するに當りて賦課するあり或は運搬販賣等の場合に當りて賦課
 するあり而してその之を賦課する方法に隨ひ或は國産税と稱し或
 は海關税と稱し或は運搬税販賣税等と稱す然り而して此種の租税の
 如何なる方法を以て賦課するも其生産入費を増加する影響あるに至
 り則ち一なり然れども諸般の物品に課するに同一の割合ある租税
 を以てするあらん乎則ち生産者若くは販賣者は遂に其租税の負擔を
 免るゝ能はず何と云はれは租税の爲に物品の價銀騰貴して負擔の消費
 者に移るとあらざればなり蓋し價値一般の騰貴は經濟の原理に於て
 固より之れあるべからず且つ價銀一般の騰貴の如きも或は之れなし

と云ふべからざるも斯の如き原因より來るもの決して之れあらざるなり然れども麻クログが嘗て論せる如く諸般の物品に同一の割合を以て課税するに當り大に價値の變動を來し甲種物品の價値は従前に比して騰貴するも乙種物品の價値は却て下落するか如き或は之れあるべきあり夫れ亞ダム須ミツスが嘗て論じたるが如く彼の物品の價に隨ひて賦課する平等稱價税は諸般の物品に同一割合の影響を被むらしむ可しと雖ども其生産者の利潤に及ぼす影響に至ては決して均一ある能はず甲種物品の生産者の利潤は唯に些少の影響を被むるに止まるも乙種物品の生産者の利潤は巨大の影響を被むるとあるへし今若し生産者社會の全般にして悉く同一割合の固定資本若しくは悉く同一割合の流通資本を運用するものならしめば則ち平等稱價税は全く平等に生産者社會の全般に影響すへし而して其生産物の價値も甲の生産物と乙の生産物とを比較すれば其割合課税の爲に毫も影響を

(按)平等稱價税原
語(Ad Valorem
Tax)

被むるあかるへし然りと雖も顧みて實際を見れば諸般の物品は決して同一割合の固定資本若しくは流通資本の作力に依て産出せらるゝものにあらす物品の種類異なるに隨ひてその之を産出する固定資本若しくは流通資本の作力の割合は甚だ異なるものなり是の故に設令諸種の物品全般に賦課するに平等稱價税を以てするも其利潤に影響するや決して平等ある能はず利潤に影響すると平等ならず故に勢ひ資本の一業よりして他業に移るを免れず而して甲種物品の價値の之れか爲に騰貴し乙種物品の價値の之れか爲に下落し各種物品の價値の變動亦た必ず起るへし例へば茲に甲乙二人の資本家ありて各一割の利潤を得んとを期すと假定せよ而して先づ甲の其年の始に於て壹千圓の貨銀を拂ひて勞力者を雇ひ以て産業に従事せりと想像せよ然らば則ち其年の終り於て一千一百圓の價格を有する生産を收めざるへからす次に乙の全く勞力を用ゆるを要せず若しくは唯僅少の勞力を用る

は能く其働を爲す所の最も堅固にして且つ不朽なる器械に於て壹萬壹千圓の資本を放下したりと想像せよ然らば則ち此器械より産出する年々の生産は全く利潤より成立つものにして必ず之を壹千壹百圓に賣却すへし斯の如く甲も乙も其年の終に於て壹千壹百圓の價格を有する物品を市場に出すへし今此二者の生産物に課するに一割の平等稱價税を以てせん乎則ち甲乙均しく壹百拾圓宛の租税を拂ふや必せり然れども甲の貨物の價值の中其壹百圓の資本の利潤より成立ち殘餘の壹千圓は則ち物品を産出せる勞力者の賃銀として仕拂ひたる資本より成立つものにして乙の貨物の價值に全く利潤より成立つものあり然らば則ち此租税の甲の利潤の全部即ち壹百圓と其資本の拾圓とを併せて吸収するものにして乙に向ては唯僅に其利潤の一割をのみ徴收するものたるや明かあり

余輩が右に示したる場合の觀察の最も著明なる點に於て同一の租税

か不平等なる働を爲すの場合に外ならずと雖も凡そ何れの所に於ても各種の物品を産出するに使用する所の固定資本と流通資本との割合に於て較著の差違あらば之に賦課する平等稱價税は亦等しく斯の如き方向に傾くものあり之を要するに斯の如き租税は嘗て賦課せられたる租税中の最も不公平にして最も有害なるもの、一なりと謂ふべし蓋し斯の如き租税は諸般の産業を攪亂し各種物品の價值を變動するものなり且つ夫の資本の如きも重もに人力を用ゆる事業より轉じて器械を使用する事業に移るべし而して人力によりて産出する物品の價值は益々騰貴し器械によりて産出する物品の價值は愈々下落するの影響を生ずべし

平等稱價税は外國より輸入する重もなる貨物に頗る公平に賦課するを得るとあり然れども其之れを賦課するに當り前路に横はる障礙は亦た容易に排除し得ざるものあり蓋し彼の輸入品の價值を定むるが

如きは困難の最も甚だしきものなり若し之れを輸入者の申告する所に一任せんか輸入者は成るべく租税の負担を免れんと欲して其價値を低く積るへし若し之を官吏の評定する所に一任せんか官吏は勢ひ其價値を高く積るへし又輸入品の價値を帳簿に記入し之れに據りて稱價税を課するの時に當り官吏若し其價値低きに過ると思惟するわらば其記入價格を以て之を政府に買上ぐるの權力を官吏に附與するとありと雖も斯の如き方法は頗る弊害を生じ易きものにして殊に輸入者と官吏の間に密約を結び賄賂行はるゝに至るは勢の免れざる所とす惟ふに輸入品に課する平等稱價税にして彼の英國の東洋印度商會の專賣權を禁止したる以前にありて製茶に賦課したるものゝ如く賦課公平に徵收容易なりしものは未だ曾て之れあらざるべし蓋し當時にありて各種の茶を公に販賣したるは唯り倫敦府内に限り而して之れに課税するに臨み量目一ポンドを二シリング以下に販賣す

べきものには九分六の税を課し一ポンドを二シリング以上に販賣すべきものには課するに一割の税を以てしたり是を以て會社と收税吏との間弊害を醸し偏頗を行ふの餘地曾て之れあらざりしあり然るに一朝其專賣權を禁止せらるゝや如何ある人と雖も倫敦其他の諸港へ自由に茶を輸入するを得且つ隨意に之を販賣するを得るに至れり是の時に及んでや以前の課税法の如く茶の良否優劣に應じて公平に課税し得ざるに至れり而して茶の種類を區別するの困難及び之れに殊別の租税を賦課するの困難は極めて大なるものにして到底其目的を達し得ざるが故に遂に種類に隨つて殊別租税を課するの法を廢し各種の茶に課するに同一の租税を以てするに至れり人或は酒類に稱價税を賦課すへしと主張する者あり此税にして果して實際に施すを得ば寔に良法と謂ふべきなれども之を實地に施すに於ては種々の困難前路に横はるありて幾多の弊害將に之れより發生

せんとす抑も酒類は其類の異なるに随つて其質に於ても價值に於ても亦た大差あるものなり而して彼の最も醇良を以て稱せらるゝ所の「サムパン」若くは「バルガンデー」の負擔する税額と同一の税額を以て之れより劣等の酒類に負擔せしめんとするが如きは最も負擔平等の原則に背馳するものなれば必ず精密に其優劣を區別せざるべからざるなり蓋し同種の酒類に付て其優劣を識別するの困難に極めて大なるものあり之を識別するに用ゆる所の方策の種々あるべしと雖も要するに官吏の識別力は一任せざるべからず果して官吏の識別力一任せん乎之れより發生する所の弊害は之れも課税して收得すべき利益よりも大なるべし是れ此種の租税の免れざる所なり

稱價税を實施する邦國に於ては通例專斷を以て各種物品の價值を定め之れを據りて以て課税するものあり然れども各種物品の價值を評

物價騰貴の割合課税の額に超過する所以

定するとの困難なるは既に論述したる所の如くなるを以て其賦課決して公平ある能はず假りも充分精密に之れが價值を定め付べしとなすも物品の消費と價值との變動は斷へず發現するものなれば制定價と實價との間忽ち大差を生ずべし然れども稱價税を賦課せんとする物品の差等判然識別し得べき時に於ては政府各種の物品の價值を定めて之れに課税すると最も策の得たるものとす而して其價值は若干年毎に之を改正するを善しとす蓋し斯の如くならば制定價と實價との差違未だ著大あるに至らざるべければあり

凡そ物品に課税するに於ては之れを生産に課するも輸入に課するも將た運搬販賣に課するも其方法の如何に拘はらず必ず物品の價銀を騰貴せしむるものなり而して價銀騰貴の割合は通常遙に課税の額に超過するものたり今其然る所以を考ふるに左の三理由ありて存す

第一物品に課税する時は常に必ず脱税を企つる者あり故に凡そ物

品に課税するに當りては脱税を謀る者を制止せんが爲に多少生産を妨害する規則を設けざるべからず此規則に屢々大困難を生産者に被むらしめ之れをして過分の生産入費を要せしむる場合あるに至るべし是れ價銀の騰貴課税の額に超過する第一の原因なり

第二納税者をして租税を前納せしむる場合に於ては資本家の管て使用し來りたる資本の額に超過する所の資本を使用せざるべからざるに至る蓋し資本家の通常の資本の外別に租税として納むべき金額を準備せざるを得ず此準備金の利息は當きに價銀の騰貴をして課税の額に超過せしむべし何となれは生産者の此利息を拂はず消費者をして之れを負担せしむればなり

第三物品に課税せらるゝが爲に資本を多く使用せざるべからざるに至れば生産者の數減ずべし生産者の數減れば競争の勢力亦た

物品製造の方
法に依り或の
課税し或の課
税せざる時の
影響

減ずべし競争の勢力減ぜば專賣の勢力増加すべし專賣の勢力増
加せば價銀の騰貴租税の額に超過する亦た止むを得ざるなり
以上論述したる所は消費者の出す所政府に入る所に比して多額ある
場合たるに外ならず是れ課税原則の許す所にあらざるなり然り而し
て價銀騰貴すれば需要随つて減少し需要減少すれば生産随つて衰頽
す生産衰頽せば國家の貧弱を招くと固より論を俟たず
上來講究したる所の物品を製造する方法如何に拘はらず凡べて平等
に租税を賦課する場合を論じたるものなり今若し物品税にして斯の
如き方法によりて賦課せられず物品を製造する方法如何によりて或
は賦課し或は賦課せざるが如きあらば其影響大に異ならざるを得ず
例へば茲に一種の物品あり二様の方法を以て製造せらるゝと假定せ
よ即ち一は手細工を以て製造せられ他は蒸氣力を以て製造せらるゝ
と假定せよ此二様の方法の中最少の入費を以て精巧なる物品を製造

する方法の社會に利益を與ふる所の方法にして且つ最も生産者を利
 益する所の方法たり然り而して今若し政府此利益ある方法を以て製
 造する物品に限り租税を賦課するが如きあらば果して如何なる影響
 を生ずべきか想ふに政府若し二様の方法の中社會並に生産者に不利
 益なる方法を以て製造する物品に限り課税する時の唯其方法の廢棄
 せらるゝに止まり別に有害なる影響を社會に及ぼすとあしと雖も若
 し社會並に生産者に利益ある方法を以て製造する物品に限り之に課
 税し生産者の爲に其利益ある方法を棄て、不利益なる方法を探り生
 産を爲さざるべからざる場合に至らば其社會に及ぼすべき有害の影
 響の實に少々ならざるべし果して斯の如くなれば租税の爲に社會の
 勞力と資本とを徒費すると決して勘々ならざるべく而して此勞力と
 資本との徒費の物品の生産入費を増加し其價値を騰貴せしむべきが
 故に消費者の損失決して少しと謂ふべからず

必要物に課税
 する弊害

物品税の最も
 適當なるもの

然り而して物品の中如何なる場合と雖も決して課税すべからざるも
 のあり収入を得んが爲に物品に課する租税の如き決して保護の性質
 を帯びしむべからず内地に産するものも亦た外國に生ずるものと均
 しく課税せざるべからず(次章に詳なり)且つ必需品及び必需品を産出
 するに必要な器械の總て租税を免除せざるべからず斯の如き租税
 の勞力者を苦むるにあらざらん、則ち資本家に二重の租税を負擔せし
 むるに至るべし(次章を見るべし)此故に物品税の最も適當なるものは
 奢侈品に課するもの即ち是ありと謂はざるべからず奢侈品に課税す
 るを以て適當となす理由二あり第一奢侈品に課する租税は總に必要
 品を得るに足るの所得を有する者に負擔を及ぼすとあし第二奢侈品
 に課する租税は人民をして勤儉からしむ設令勤儉ならしめざるも其
 負擔の及ぼす所最も弊害少あし余は固と奢侈を擯斥する者にあらざ
 る奢侈は時として勉強力を獎勵するの一端とあるもの亦れども顧みて

世間富者の爲す所を見るに真正の快樂を得んが爲め奢侈品を購求するにわらずして寧ろ其價貴きが爲に之を購ふ者多きに居ると謂はざるべからず故に今奢侈品に課税するも之れが爲に富者を苦しましむるとあらざ從來價賤きものも今や租税の爲に其價騰貴するを以て富者は之れを購求して其意を満すべし若し奢侈品に課税せられずして其價賤き時は設令其物快樂を與ふるに足るも富者は之れを購求せず強て高價の物を購ふべき志スモンデー曰く奢侈品の價をして低落せしむるも毫も購求者の費す所をして少なからしむる能はず購求者は必ず特に價貴きものを求めて之を購ふべきありと由是觀之奢侈品に課する租税は其負擔毫も他に墮落せず政府の收入大に増し而して之れが爲めに損失する者なきの租税法と云ふべきあり
 今や此章を終るに望み物品税を課するに當りて注意せざるべからざる諸規則を列叙すべし

物品税を課するに注意すべき諸規則

第一奢侈品に租税を課せんとする時は其樂を與ふる所のものに課するとかく其樂を與へず驕奢の心を以て購求する所のものに課するを要す
 第二成るべく生産者に課税せず消費者に課税すべし生産者に課税する時の價銀の騰貴租税の額に超過するとあるべし
 第三物品税にして多額の收入を生ずるものゝ一般人民の消費に屬するものなるが故に驕奢の心を以て購求するもののみ課税し其樂を與ふるものに課税せざる時の收入極めて少かるべきを以て此等の物品も實際課税を免るゝ能はざるべし唯之れを課するに當り貧者の負擔を重からしめざる様注意するを必要とす貧者の負擔を重からしめざらんと欲せば須らく物品の品位よりて税額を異にすべし斯の如くすれば貧者の購求する下等の物品の課税の割合低く随つて其負擔は堪ゆるを得べし

第四前條の諸規則と矛盾せざる以上の成るべく課税すべき物品の種類を少なくするを善しとす若し其物品の種類多き時の徴收の費用嵩まざるを得ず

第五一般の消費に屬すべき奢侈品に課税せんと欲せば酒烟草等の如き刺衝物に負擔を重もからしむるを善しとす蓋し斯の如き種類のものに濫用の弊あればあり

第六物品に課税せんと欲せば之れを輸入するに臨みて課するを善しとす若し之を販賣する時又於て課税せば徴收の費用嵩むべし但し外國より輸入する物品に課税する時の内國產同種類の物品も亦同様の租税を課税すべし然らざれば人民の出す所と政府に入る所と大差を生ずるに至るべし(後章に詳あり)

第七物品税の類に勉めて重苛に過ぎざるを要す若し重苛に過ぐる時は脱税を謀る者多く如何なる方便に據るも之れを禁ずると能

(按)農産物税原語
(Tax on Raw Produce)

はざるべし

第十一章 農産物税を論ず

農産物税は其價銀を騰貴せしむ 農産物税は地料に影響を及ぼすと云ふ説 農産物税の地料に及ぼす實際の影響 農産物税の弊害 農産物の輸入に課税するの害

農産物に賦課する租税の影響は果して何れに及ぼすべきか其負擔は遂に何れに墮落すべきか是れ頗る難問にして之を解説せんには極めて精密なる議論を要す

今若し土地にして其耕作に消費したる資本に對し普通の利潤を與ふるの外其生産者に毫も餘裕を與へざるときは彼の英國が嘗て施行したる十分一税の如き其他農産物に賦課する特別税の如きは其價銀をして税額相應の騰貴をなさしむるや明かなり蓋し農産物に租税を賦課せん乎農夫は直に其資本の幾分を轉じて稍々多くの利潤を收むる

を得べき事業に移すべし資本にして移轉せん乎農産物の供給随つて減少し價銀又騰貴して其適當の平準に達し利潤の平等を回復するに至りて始めて資本の移轉止むべきなり事情斯の如し故に農産物に向つて一割の租税を賦課せば其價銀又一割の騰貴を爲すや知るべきなり

夫れ斯の如く租税を農産物に賦課する時の其價銀を騰貴せしめて負擔を消費者に移すや明かなりと雖も夫の土地なるものは甲田乙地必ずしも其性質を同ふせず其産力も亦各均しからず故に若し上下優劣の別なく各種の土地悉く耕作せられ一般に地料を生ずる時にありて農産物に賦課する租税の影響と其負擔の墮落する所とは容易に之を知るべからず想ふに斯の如き場合に於て農産物に賦課する租税は其價銀を騰貴せしむるよりは寧ろ地料の減少を惹起す者の如し嘗て英國に於て農産物に十分一税を賦課したる時に當り亞ダム須ミッス之

農産物税は影響を地料に及ぼすと云ふ説

を論じて曰く租税を農産物に賦課するは實際地料に課税するに異なる所あり此租税は始め小作人より拂ふべしと雖も終に地主の負擔する所となるべし蓋し生産の一部分を租税として拂ふ時は小作人は此部分の價格前年は幾何に上りしか今年は若干に上るべきかを十分精細に計算して從來地主に約束したる地料の内税額相當の減少を要求するを得べし天下小作人多しと雖も斯の如き種類の地税なる教會十分一税(英國にて古來教會の入)は年々果して幾何に上るべきかを豫算し能はざる者は蓋し之をあらざるべきなりと李カードオ之に反對を試みて曰く須ミッスの説や頗る實際の有様に暗くして稍々机上の議論たるを免れず蓋し氏は苟くも耕作さるゝ土地は皆地料を生ずるが如く見做せるが如きも是れ大に誤れり彼の境域廣潤ある邦國に於て産出する農産物の大部は毫も地料を生せず唯當時普通の利潤を收めんとを期し資本を土地に放下して産出せられたる者なると屢ば實驗す

る所に非ずや且つや茲に注意すべき事あり曰く農産物の供給の中地料を生ぜざる部分の生産入費は地料を生ずる部分の價銀を定むるものあり蓋し此部分は最も不利益なる事情の下に産出せられたるものにして生産者若し其費用と利潤とを償ひ得るにあらざれば決して市場に出現せざるべければあり然り而して一朝十分一税を賦課せらるゝに及んでの地料を生ぜざる部分の生産者も地料を生ずる部分の生産者と均しく其影響を被むるや論を竣たずと雖も生産者にして毫も地料を拂ひざるの間は其負擔を地主に移し能はざるあり而して地料を生ずる部分の生産者と平等の利潤を收むるにあらざれば遂に其業務を廢止するに至るや必せり斯の如き場合に於て穀物の價銀の税額相當の騰貴を爲すや明かにして租税の負擔悉く消費者に墮落すべしと惟ふに李カアドオの説は二個の假定を要す第一彼の十分一税の一部分の土地に課するに止まらず一國の全土若くは大部に課する事第

二外國穀物の輸入を禁ずるか又の之を許すも十分一税と同額若くは之よりも多額の租税を負擔せしむる事此二個の假定をなす時ハ氏の説の正確にして誤まらざるものあると疑を容れず余請ふ之を詳説せん

夫れ外國穀物の輸入を禁ずるか若くは之を許すも十分一税に超過する租税を賦課する時に當りて内國の土地一般に十分一税を賦課するあらば些少の地料を拂ひ又ハ毫釐の地料をも拂はざる劣等の土地の生産入費を増加し及び土地の改良に消費したる總ての資本に影響するが故に必ず税額相當の價銀の騰貴を惹起し其負擔全く消費者に墮落すべきや固より明かあり然りと雖も一國土地の大部にして農産物税を免るゝあらん乎其影響稍々異なるものあり蓋し斯の如き場合に於ては農産物税の之を賦課したる土地の耕作を沮喪するものにして之を賦課せざる土地の耕作を奨励するものたり故に斯の如き租税ハ

二重の結果を生ずべし曰く課税せられたる土地の生産入費を増加するが爲に一般に農産物の價銀を騰貴せしむべし曰く農産物の價銀騰貴するに隨ひ課税せられざる土地の地料を増加すべし然れども若し外國の穀物を自由に輸入するを許すに於ては此結論は全く變ぜざるを得ず蓋し斯の如き場合に於て輸入國の穀物の價銀は其穀物を輸入するを得たる所の價銀に依て定めらるゝものあり而して此國の課税せられたる部分の地主及び小作人は其耕作を制限し價銀を騰貴して以て其負擔を補償し能はざるが故に將來地主及び小作人は全く之を負はざるべからず此故に自由に穀物を輸入するを許すに於ては租税の實際の影響は従前全く之を負擔したる一般公衆の肩を脱して地主の肩に移るゝに至るべし然り而して租税を賦課せられざる土地の所有者は設令毫も課税せらるゝこと無く自由に外國穀物の輸入を許す場合に於ても他の土地に課税せらるゝ間は割合に多額の地料を收むる

農産物税の地料及ぼす實際の影響

を得べきあり

余は既に須ミッス及び李カアドオの説を掲げて農産物税の地料に及ぼす影響を示せり然れども猶ほ未だ悉さざるものあるを以て更に之を詳論せんとす夫れ食物の消費にして減少せず社會の需要を充すに從前と同じき耕作を要する場合にありては耕作の境界は従前と異なる所なし隨つて農産物の價値を定むる所の土地及び資本も亦従前と異なるとなし此場合に在て農産物に賦課する租税の地料に影響するど否とは此農産物の價値を定むべき最下田及びひ之に消費したる資本の報酬と他の土地及びひ之に消費したる資本の報酬との間の差違に租税の影響を及ぼすど否とにあり而して此差違に影響を及ぼすど否とは租税を賦課する方法如何に依て異ならざるを得ず若し租税金納せられずして米納る時即ち土地の收穫の幾分を租税として納れしむる時は則ち地料を減少するの影響あり蓋し斯の如き課税法の上田より

納むる所の穀物をして下田より納むる所に比し多額ならしむるものにして下田の租税が上田の租税に及ばざる程度に其收穫額の差違と相同じ例へば今收穫の一割を租税として納めしむるとせば一百石の收穫ある土地の拾石五拾石の收穫ある田地の五石を納めん而して茲に二種の分量ありて其大なる分量より取る所其小なる分量より取る所に比して多しとささば二種の分量の間の差違を爲に減ずべし例へば茲に五種の田地ありとなし其面積及び之に費す所の資本も同じくして其收穫各異なりとせば即ち最上田の一百石次は九拾石次の八拾石次の七拾石次の六拾石の收穫ありとなし其六拾石の收穫ある土地を以て耕作の境界とささば此各地の土地の地料の左の如し

收穫	地料
100 - 60 =	40
90 - 60 =	30
80 - 60 =	20
70 - 60 =	10
60 - 60 =	0

今此各田地の收穫に一割の租税を課する時の第一の田地より拾石第二より九石第三より八石第四より七石第五より六石を納むべし然らば則ち第五の田地即ち耕作の境界にある田地の收穫の五十四石となるべし而して今茲に此租税の爲に如何なる變動を地料に及ぼすやを見んと欲せば左圖に徴して知るべし

收穫	税額	地料
(100 - 10) = 90	- 54 =	36
(90 - 9) = 81	- 54 =	27
(80 - 8) = 72	- 54 =	18
(70 - 7) = 63	- 54 =	9
(60 - 6) = 54	- 54 =	0

此圖に徴して之を見れば第一の田地は其地料の内四石を減じ第二は

三石第三の二石第四は一石を減せん旨を換へて之を云へば各従前の地料の一割を減ずべし由是觀之土地の生産に比例税を課するに於て其地料は税率と同一の割合に従ひて減少すべきなり
 茲に論じたる影響の穀物を以て地料を收納する時に限る貨幣を以て地料を計算する時は斯の如き影響實際起るとあらざるなり何とされば穀物を以て收納する地料の分量減少するに随ひ穀物の價騰貴すべければなり今土地の生産に一割の租税を課せるが爲に六拾石を生ずべき最下田の收穫五拾四石に減ずるとわれば此五十四石の價は六十石の價と毫も異なるか蓋し最下田の收穫は穀物の價を定むるものあれば従前六十石の價の今や五十四石の價となるべければなり換言すれば従前十分の十の價ありしもの今や十分の九の價とあるに過ぎざるなり此故に皮想より之を見れば地主は其收納する穀物減じたるが爲に損失を被むるが如きも其損失は穀物の價騰貴したるを以て價

ふを得べし若し地主にして其收納したる穀物を賣らず自ら之を消費せば損失を被むるべしと雖も之を賣りて金銀に換ふるあらば毫も損失を被むらざるなり則ち地主は農産物を消費する者と均しく農産物消費者たるの資格に於て損失する所あるも地主たるの資格に於ては毫も損失する所なきあり由是觀之嘗て英國に行はれたる十分一税の如きは消費者に其負擔を及ぼすべきものにして地主は損失を被むらざるや明かあり

今又生産の比例に應じて課税せず石數に據り每石若干圓若くは若干錢の租税を課するとするも其地料に及ぼす所の影響は前に異なるなし例へば米一石に付五拾錢の税を拂はしむるとせば土地の生産高に従ひ上田は下田に比して生産の多き割合を以て賦課せらるゝが故に其影響は前例の比例税に同じ唯異なるの點は前例の比例税は同一の割合を以て總ての土地に負擔を及ぼすのみならず其割合會て變ずる

と亦きも毎石若干圓の課税は穀價の騰降するに随ひ其割合に強弱を生ずるあると是なり

右の外農産物に課税する方法にして地料に種々の影響を及ぼすものあり例へば地料の割合に應じて課する所の租税は其負擔全く地料之を被むり穀物の價に影響を及ぼすと亦し蓋し穀物の價は地料を生ぜざる土地の生産入費を以て定めらるゝものなればなり今又上田下田を擇ばず均一の租税を課するとあらば其結果全く之に反せん此法に依れば上田下田の間租税均一あるを以て上下田生産の差違從前に異ならず生産の差違從前に異ならざれば穀物を以て收納する地料に影響を及ぼさざるなり換言すれば此租税を賦課せられたるが爲に最下田も亦租税を負擔すべきを以て穀物の價勢ひ騰貴せざるを得ず故に最下田の上に位する總ての土地は皆に租税を償ひ得るのみならず從前に比して多額の地料を地主に拂ふを得べし然りと雖も此等の場合

農産物の弊害

の土地に課する所の租税にして土地の生産に課するものにあらざるが故に物品税の範圍外に在るものたること論を俟たず然り而して土地の生産に賦課する租税の影響を概言すれば如何ある方法を以て課税するも其影響地料に及ぼさずして消費者に及ぼすものありと斷言して可あり

余の既に農産物税の地料に及ぼすべき影響を詳悉せり今や更に論歩を進めて農産物税の弊害を探究せんと欲するなり凡そ農産物に賦課する租税の土地の全生産の一部分を徵收するものにして其耕作の費用如何を顧みざるあり是を以て其負擔假令名義上に於ては常に變更亦きが如きも實際にありては然らず蓋し人口愈よ繁殖し食物益す窮乏を告げ止むを得ず一層多くの労働を要し一層多くの費用を要する劣等の土地を耕作するに及んで其負擔稍々重きを致さざるを得ず然り而して凡そ何れの所にて農産物に課税したる國に於ては其税

額の増加するの地料の増加するよりも遙に速にして且つ小作人及び地主を苦むるとも次第に嚴酷を極むるに至るの一般に經驗したる所あり然るに論者或は曰く苟も小作人の利害よりして之を論ずれば税額の増加の地料の増加と敢て異なる所ありと此説や誤謬の最も甚だしき者と云ひざるべからず蓋し地料の一たび定めらるゝや借地證券若しくは條約書等の期限満つるまでは曾て之を改むるとなく常に同一の有様に於て繼續するものなり設令勤勉にして且つ山氣ある小作人は懶惰なる者の産出する分量に拾倍二拾倍の生産を産出するを得べきも之に因りて地料を増加せざるべし何と云れば彼れ小作人は懶惰の輩よりも大なる勤勉を爲し工夫を運らしたるものあれば此等の利益は總て之を收得すべきものあればあり若夫れ生産増加するに隨つて租税益す増加する時は懶惰の輩が負擔する所は常に變更なきも勤勉ある人の負擔は數々増加するが故に斯の如き租税は愈よ勤勉なる者

を苦むるものにして資本と勞力の徒費を増加するものと云はざるべからず借地人を苦むると斯の如くそれ甚だしと雖も地主の利害に及ぼすべき影響は尙ほ遙に大あるものあり其故他あり穀物の價廉にして必要省くべからざるの費用に對し普通の利潤を得兼て租税の損失を補ふに足るの價銀を騰貴せしむるにあらざれば土地の改良は全く妨碍せらるゝを免れざればあり此故に實際上より之を云へば斯の如き租税は一方に向つて益す懶惰を獎勵し他の一方に向つては租税極めて重苛に且つ常に増加して止むなきの作用を爲すものと云はざるべからず須_レミ_二ッ_一ス嘗て論じて曰く夫の十分一税は常に大に地主の施すべき改良と小作人の爲すべき耕作とを沮喪するものと云はざるべからず夫れ教會にして毫も生産入費を負擔せず利潤の大部を沒收する時に在ては地主は敢て巨額の費用を要する最も緊要なる改良を施すことを爲さざるなりと

農産物税の弊害は右に止まらず労働者生計の程度を下すか或は資本家をして二重の負擔を被むらしむるに至るべし今若し労働者流の必需品たる穀物に課税するとあらん乎其價銀は必ず之れが爲に騰貴すべし穀物の價銀騰貴せん乎労働者流生計の程度を下すべし即ち從來米を以て常食と爲せる者は今や麥を以て之に充て從來麥を以て常食とせる者は今や芋を以て之に充つるの類あり然れども若し穀物に課税せられたるが爲に賃銀の増加を來すとわれば生計の程度低落せずして租税の負擔は利潤の上に墮落し資本家をして損失の衝に當らしめ二重の負擔を被むらしむべし即ち勞力の使用者として及び物品の消費者として其影響を被むるべし實に農産物税の重もある弊害の一は其租税の傾向に於て利潤を低落せしむると是あり李カード嘗て之を論じて曰く穀物の價銀斷えず高直ある時は賃銀も亦之れに應じては高かるべし而して物品の價銀賃銀の増加に随つて騰貴するもの

にあらざるが故に利潤必ず低落せざるべからず例へば一千磅の價値を有する物品を製造するに始め八百磅相當の勞力を要し後ち同一の勞力の分量にして其價九百磅に騰貴する時は利潤は二百磅より一百分にまで低落すべし賃銀の騰貴は實に一業の利潤を低落するに止まらず百般の事業の利潤をも低落すべし蓋し高直なる賃銀は小作人製造家及び器械師等の利潤に平等に影響するものなり此故に利潤を増加せんことを欲せば唯に賃銀を減少するの一あるのみ復他に之れが方便の存するものあり斯く利潤の法則を觀察する時は斯の如く嚴に賃銀に影響する所の穀物の如き必需品を低價に販賣するとの緊要ある知るべきのみ我が英國の如き穀物の輸入を禁じたるにより彌々増殖する人口を養はんが爲に内地の瘦瘠ある土地を耕作せざるべからざるに至らば其社會を害すると果して幾許ぞや蓋し容易よ之を曉るを得べきなりと

農産物の輸入
に課税するの
弊害

内地の農産物に課税するの弊害や實に斯の如し今や外國より輸入する所の農産物に課税するの弊害を論ぜん抑も外國より輸入する農産物に課税するの事たる其弊害極て大にして且つ恐るべきものと云ひざるべからず外國より輸入する農産物に課税する時の租税の政府に入る所と人民の出す所と益す差違あるを見る今茲に二千萬石の米穀を一國より生産し而して其國の消費する所二千一百万石ありとする時は則ち此國は毎歲一百万石の米穀を外國に仰がざるべからず而して此一百万石に輸入税を課し外國より輸入したる米穀の價銀一石に付一圓の騰貴を爲す時の此騰貴や實に外國より輸入したる一百万石に止まらず全國消費の總額二千一百万石の米價一石に付一圓の騰貴を爲すべし故に今此輸入税の爲に米穀の輸入毫も減せずと假定する時は政府は之よりして一百万圓の税額を得るに止まり人民は之が爲す二千一百万圓の租税を拂はざるべからず蓋し此二千一百万圓の内

二千萬圓の内地生産者の掌中へ落ち随つて地主を利するに止まるのみ因是觀之政府に入る所の租税と人民の出す所と大差あるや知るべきあり而して實際の場合に至ては其差違之に止まらず輸入品に課税する時は輸入額勢ひ多少の減少を爲さざるを得ず輸入税の爲す輸入全く止むに至らば内地の生産者の新し土地を開拓して一百万石の米穀を産出せざるべならざるなり果して斯の如くあらん乎政府は輸入税を課したるが爲に毫も利するとおきて消費者は徒らに二千一百万圓の租税を負担せざるべからず嗚呼農産物の輸入に課税するの弊害や斯の如くそれ大あり豈恐れざるべけんや豈慎まざるべけんや夫の英國の嘗て穀物條例を廢止して自由に外國の米穀を輸入するを得せしめたるもの抑も亦故ある哉

麻クロツク曰く農産物の價銀に賦課する所の租税の影響を觀察すれば則ち外國より輸入する農産物にも同一の課税を爲すの必要を知る

に足らんと論ずる者あれど是れ抑も誤れり蓋し輸入したる外國の米穀は直接若くは間接に必ず製造品を輸出して以て之を償ふもの之故に農産物税にして苟も製造品の負擔する所の租税に超過せざる以上は内地の米穀生産者は敢て外國の米穀の輸入に向つて保護税を課せんとを要求する能はざるべし若夫れ重税にして各種の事業に従事する者に平等に賦課するものせらしめば外國と競争するに當り特に一種の事業に従事する者をして他の事業に従事する者よりも不利益の地位に立たしむるが如きこと無く隨て特別の保護を受く可きの理由無し然れども一種の物品に賦課するに特に重税を以てする時は大に之に異なるものあり例へば若し一般の物品には一割の租税を課し而して特に一種の物品に二割を課するとあらん乎其生産者をして他の生産者と同地位を保たしめんには其物品の價銀は必ず他の物品よりも一割の騰貴を爲さしめざるべからず然れども此は是れ外國品の輸

入を禁ずるの場合に限れり若し自由に外國品の輸入を許す場合に於ては重税を賦課せられたる物品の生産者は其供給を制限して價銀を騰貴せしむると能はず勢ひ損失を被むらざるべからず惟ふも斯の如き場合よ於ては外國輸入の物品よ對し一割の恩惠を與ふると異なる所無きが故よ若し一割の保護税を課すること莫りせり内國生産者の地位他よ比較して不利益の地位よ陥り其業務を嚴止すること無きを保たざるなり

第十二章 海關税を論ず

海關税の物品の消費者之を負擔す 輸入税の影響 輸出税の影響 輸出税を賦課すべき場合 販賣者輸入税を負擔する場合 保護税の非ある所以 米國海關税の結果 保護税を行ふ可き五個の場合 經過税の得失 海關税收入増減の五大原因

海關稅とい一國より他國に向つて物品を輸出し若くは他國より一國
 に向つて物品を輸入するに當り之は賦課する所の租稅を云ふ而して
 其輸出品は賦課するを輸出稅と稱し其輸入品は賦課するを輸入稅と
 稱す今顧みて此等租稅の負擔は果して何人の頭上は墮落するやを考
 ふるに之を概言すれば租稅を賦課せられたる物品を販賣する商人の
 之を負はずして其課稅品を消費する者間接に之を拂ふと云ふべし此
 故に一國の政府にして外國より其國に向つて輸入する所の物品に租
 稅を賦課するとあらば其負擔は通常外國商人の負ふ所とならず全く
 之れが消費者たる其國人民の頭上は墮落すべく外國商人の被むる影
 響は唯其輸入品の事情如何よりて之れが需要の減ずるあるのみ蓋
 し外國商人は其物品を他國に輸出するも又本國の消費は供するも其
 之を販賣するの價銀は必ずや生産入費を償ふに足り又相當の利潤を
 收むるに足るにあらざれば之を販賣せざるべし是を以て他國に向つ

て物品を輸出し其開港場に於て之を陸揚するに當り他國若し之に輸
 入稅を賦課する時の外國商人は勢ひ其價銀を高ふして之を販賣し消
 費者をして此租稅を負擔せしめ以て自家の損失を免れ相當の利潤を
 收めざるべからず因是觀之夫の輸入稅は外國商人の負ふ所とあらざ
 して其課稅品を消費する者の拂ふ所とあるや知るべきのみ

之を同一理に政府が其人民の將に外國に向つて輸出せんとする物品
 に租稅を賦課する時の其負擔は其人民の頭上に墮落せずして此物品
 を購求する所の外國消費者の負ふ所となるべし此故に若し一國にし
 て輸出品に課稅して十分ある歳入を起すとを得ば斯の如き歳入は全
 く他國人より徵收するを得べくして其國は此租稅の負擔を免るゝを
 得べし然れども一國にして此方法によりて歳入を起さんとすれば他
 國も又直に之に倣ふべきは必然なり且つ國際貿易の原理によれば輸
 入の常に輸出と相平均するものなるが故に斯の如き政略を以て一國

が一方に利益する所のもの必ず他方に於て之を損失せざるを得ず故に輸出品に課税するに當りて特に注意を爲し本國にて之を産出するの忍苦と殆んど同一の忍苦を以て他國に於ても容易に産出せらるゝが如き物品に課税せざるを必要とす若し斯る物品に課税する時の之れが爲に其生産入費を増し随つて價銀を騰貴すべきを以て遂に其物品の輸出を絶ち而して商權を外人の手に抛棄するに至るべし左れば一國の歳入を起さんが爲に輸出税を課するも不可なき場合は唯之れが産出は専ら一國に屬し他國は全く之を産出するを得ず若くは之を産出するを得ざるにあらざるも非常の忍苦を要するが如き物品にして其需要は廣く各國に行はるゝ時に於てのみ之を課するも妨なしとす例へば支那の茶英國の石炭佛國の啤酒米國の綿の如きは此種類の物品に屬す

然れども此等の場合にありても尙ほ且つ輸出税を課するに於て最も

注意せざるべからざるものあり斯の如き輸出税と雖も最初は唯試みの爲に之を賦課し其範圍は最も狭少の中に限らざるべからす而して其之を増加する如きは一に各種物品の事情如何に因らざるべからざるなり凡そ人類の消費すべき物品は一も無用無益のものなしと雖も然れども極めて必要にして決して缺くべからず必ず之を用ふるにわらずんば之れが代用に供すべきものなき物品は殆んど之をわらず故に廣く各國に需要せらるべき物品を専ら産出するを得る邦國の政府と雖も外國より莫大なる歳入を引入れんと欲して重苛なる輸出税を此種の物品に賦課するあらん乎其結果は必ず之れが需要を減ずると猶ほ重税を賦課する時は其物品の産出を減ずるが如くあるべし

夫の錫蘭セイロンより英國に向つて輸出する所の肉桂に課せられたる租税の結果を見れば設令輸出國にして他國よりも遙に僅少の忍苦を以て物品を産出するを得る時に於ても尙ほ輸出税を課するより起る所の結

果の有害なるを知るを得べし讀者の或は知るが如く此錫蘭島は久しく肉桂栽培の專賣權を享有し其耕作は「古ルムボ」の近傍なる或る田圃にのみ限られ其生産は政府の爲に起され政府の爲に販賣せられたり此制度は頗る人民の不平を訴ふる所とあり肉桂の耕作に關する完全なる方法を設け同時に之れが輸出に適當の租税を課すべしとの議論起れり討論審議を遂げたる後終に一千八百三十三年政府は布告を出して此專賣權を廢止し何人とも雖も何地に於ても自由に之を耕作するを得べき旨を公布せり是れ頗る弊害を匡濟し大に利益を起したるが如きも「ルーブル」毎に殆んど三「シリング」の輸出税を賦課したるが故に遂に其弊害を免るゝ能はず蓋し此租税は肉桂をして從來と均しき高價を維持せしむるのみならず尙ほ之を増加せしむるものあれば其貿易の擴張するや知るべきなり嘗に之のみならず此租税の爲に肉桂樹を「邪ヤツア」「魏アナ」及び西印度等に輸入し盛に之が耕作を爲すに至

れり加之此租税の爲に肉桂の代に「カツシア」を以て一般の代用に供するととされり此租税の弊害斯の如し後一千八百四十二年之を減じて「ルーブル」毎に一「シリング」を爲すに及び稍々其勢力を弱めたりと雖も尙ほ重きに過るが故に「ルーブル」毎に三「ペンス」若くは四「ペンス」に減ずるにあらざれば到底此貿易の旺盛を見る能はざるべし
近來石炭は英國の物産中稍々著るしき輸出税を課するを得たる所のもの殆んど唯一の物品なり然れども此策に關しては異論頗る夥々たり麻「クロック」之を駁して曰く或は石炭の輸出を妨害せんとを主張する者あり曰く抑も我が英國の製造業の困て以て旺盛なる所以は全く石炭の供給十分なるにあらざればならず且つ今日石炭の供給巨大なるも決して無盡の者にあらざるが故に此最も貴重すべき石炭を輸出して製造業の衰頹を促すが如きハ豈策の得たるものからんやと然れども余輩を以て之を見れば論者の説ハ畢竟杞人の憂たるに過ぎず英

國の石炭を輸出するに毫も英國の不利にあらざるのみならず大に之を利益するもの、如し蓋し英國の石炭の無盡藏を有すればあり夫の「佐ウス、字エールス」及び其他の各地に在る炭坑の尙ほ將來二千餘年間現時の如く十分ある石炭を供給するに足るものなること、僅に證明せられたる所なり去れば炭坑極盡せんと云ふが如き千万年未來の弊害を慮りて現に石炭の輸出より生ずる所の即時の利益を自棄する如きの蓋し愚の至りなりと云ひざるを得ず且夫れ將來に向つて公平ある推測を下せば假令石炭の供給漸減するも大に憂ふるに足らざるものあり何ぞや夫の工業の改良進歩ありて之に薪炭を消費するとの益を減し將來毫も之を消費せずして能く其作用を爲さしむるに至らんとするが如く石炭の供給減却し去るの以前に技術に於ても又斯の如き改良進歩有べしと斷言するも不可なればあり此推測の果して適中するや否やの姑く措き兎に角に石炭の輸出を許さば炭坑極盡せんと

云ふが如き問題の之を五百年若くは一千年の後に譲りて議論するも未だ決して晚からざるべし或人又曰く若し英國石炭の輸出を許して之を外國に供給する時の近傍大陸諸國に行へるゝ各種の製造業に最も大なる利益を與ふべし而して英國の製造家の其重なる利益の一を失ひざるべからず且つ石炭の輸出の許さるゝ限りの外國の競争者をして英國の同業者と同地位に立たしむるを免れず斯の如き場合に於て採用すべき政策の全く石炭の輸出を止むるか否らざるべし之に向つて重税を課して其輸出を妨ぐるに在りと然れども直接に石炭の貿易の利害を感ずる者への之に反對して曰く吾人の石炭を輸出するに左までの利益を外人に與ふるものにあらず而して今若し之れが輸出を禁ずるか若くは之に課するに重税を以てするあらんか則ち吾人の外國炭坑の採掘を奨励し本國炭坑の採掘を沮喪せしむるものあり加之夫の適當ある輸出税を課して收め得べき歳入を失ひ而も其報酬に於

て之に相當するの或る利益を收むるを得ざるべきなりと今此水炭相
 容れざる議論の正否を判断し其孰れか眞理にして孰れか過言あるや
 を裁決するの事ハ決して容易の業にあらざるなり然れども全體より
 して之を云へば英國石炭の輸出ハ外人に取りて設令必要缺くべから
 ざるものにはあらざるも尙ほ著るしき利益のものたるや疑を容るべ
 からざるが如し此故に夫の一千八百四十二年に制定したる輸出税則
 に於て石炭の輸出に適當の税を課したるハ頗る正當の處置なりと云
 ふべし蓋し石炭の輸出を全禁するハ其外國人に不利なるよりハ寧ろ
 遙に英國人に不利なるべければあり然れども石炭の性質と要用とを
 考ふれば輸出税を課せずして自由に之を輸出せしむるハ其輸出を全
 禁するよりも遙に不得策ありと云はざるべからず然而して外國に於
 て石炭の需要益す増加するの傾向あらば輸出税を増加するも敢て不
 利にあらざるべきなりと

輸入税の負擔
 販賣者に歸す
 る場合

之を要するに支那の茶錫蘭の肉桂英國の石炭の如き物品に賦課する
 輸出税の利害ハ之を觀察する方向の異なるに随つて同じからずと雖
 も全般よりして之を云ふ時ハ此種の税法を行ふに當り十分なる考察
 を爲して然る後之を行ふべく而して實際輸出を減却するが如き重税
 を課すべからざるなり夫の輸出を減却せしむるが如き租税は二重の
 不利益を來すべし曰く直に生産を妨止す曰く大に公益に反す
 夫の輸入税の負擔ハ消費者の頭上に墮落すと云へる原則ハ確乎不動
 のものなりと雖も若し輸入品の需要非常に起るが如き場合に於てハ
 則ち此原則の如くならず例へば砂糖、珈琲、酒等に課する輸入税ハ之を
 購買する者の拂ふ所とあるハ原則ありと雖も假に或る事情の爲に之
 れが需要頗る増加して二倍三倍とあるの場合に於てハ其租税の負擔
 ハ販賣者即ち外國人の頭上に墮落すべし何とあれバ當時此輩が其生
 産を販賣する所の價銀ハ生産入費によりて定められず一に需要供給